

第3次 小平市子ども読書活動推進計画

—子どもが本と出会うために—



平成27年3月

小平市教育委員会

目次

第1章	計画策定の背景	1
第1	計画策定の背景	1
第2	計画の位置付け	1
第3	計画策定の目的	1
第2章	これまでの取組と成果	3
第1	これまでの取組と成果	3
1	家庭における読書活動とその成果	3
2	学校における読書活動とその成果	3
3	図書館における読書活動とその成果	4
4	地域における読書活動とその成果	5
第2	小平市における子どもの読書活動の現状と課題	6
1	第3次計画策定に向けてのアンケート調査の実施	6
2	アンケート調査結果を受けての課題	6
3	現状におけるその他の課題	7
第3章	第3次計画の方向性	9
第1	第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢 の変化	9
第2	市の役割	9
第3	基本方針	9
第4	目標	10
第5	計画の対象	10
第6	計画期間	10
第4章	具体的な取組—成長過程に合わせた取組—	11
第1	未就学児に対する取組	11
1	継続的な取組	11
2	新たな取組	12
第2	小学校・中学校・高等学校に対する取組み	13
1	継続的な取組	13
2	新たな取組	16
第5章	啓発・広報	19
第1	「子ども読書の日」等における啓発事業の実施	19
第2	図書館行事の広報	19
第3	小学校・中学校・高等学校を通じたPR	19
第6章	計画の推進と評価	19

第3次小平市子ども読書活動推進計画の組立	20
成長過程に合わせた取組	21
参考資料	23
資料1 「第3次小平市子ども読書活動推進計画」アンケート集計結果	25
資料2 子どもの読書活動の推進に関する法律	57
資料3 第3次小平市子ども読書活動推進計画策定の基本方針について	59
資料4 小平市立図書館条例・小平市立図書館条例施行規則（抜粋）	61
資料5 小平市図書館協議会委員名簿	62
資料6 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	63
資料7 小平市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿	64

第1章 計画策定の背景

第1 計画策定の背景

子どもの健やかな成長に資することを目的として、国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、読書活動のための環境整備の必要性を示しました。そして、おおむね5年間にわたる施策の基本的な方向性と具体的な方策を示した「子どもの読書活動に関する基本的な計画」（第一次計画：平成14年8月、第二次計画：平成20年3月、第三次計画：平成25年5月）を策定し、子どもの読書活動を推進しています。

当市では、この法律に基づき、平成17年3月に「小平市子ども読書活動推進計画」（第2次計画：平成22年3月）を策定し、子どもの読書環境の整備、子どもの読書活動を推進するための様々な活動に取り組んできました。

今回、第2次計画が平成26年度で終了となること、また、子どもを取り巻く情勢の変化に即した内容とするため、第2次計画での取組の成果と課題、環境の変化等を踏まえ、今後5年間の施策の方向性を示す「第3次小平市子ども読書活動推進計画」を策定します。

第2 計画の位置付け

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づくものであり、「小平市教育振興基本計画」を踏まえて、小平市における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組等を示すものです。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。（「子どもの読書活動の推進に関する法律第2条」抜粋）

そうした子どもの読書活動を支援するための環境整備を図る観点から、家庭・学校・図書館・地域のそれぞれが果たすべき役割と関係機関の連携による取組について明らかにしています。

第3 計画策定の目的

平成25年2月に、「小平市教育振興基本計画」が策定されました。その中で、「社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら他者と共生する人」を「めざす人間像」とし、それを実現するため今後10年間で取り組む具体的な目標として「将来の社会を支えるすべての子どもの『生きる力』をはぐくみます」、「学校・家庭・地域が互いを育て合い、子どもを支えます」、「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます」の三つを設定しています。

本計画は、この目標を踏まえつつ、子どもが心豊かな人間性を育むために、自主的

な読書活動を進めることができるよう家庭・学校・図書館・地域が連携した環境の整備・充実を図ることを目的としています。

第2章 これまでの取組と成果

第1 これまでの取組と成果

1 家庭における読書活動とその成果

家庭で保護者から絵本を読んでもらうなど、子どもが大人とともに本に親しむ機会を持つことはとても大切なことです。

小平市では、関係各課の連携により、家庭において子どもが読書に親しむための情報提供や、子どもが本とふれあうことのできる環境づくりに努めてきました。

まず、保護者を始めとした大人に読書の重要性を伝え、更に図書館職員が乳幼児の健診会場である健康センターに出向き、絵本選びの支援となるよう、おすすめ本や図書館の乳幼児向け行事の紹介をしています。また、読み聞かせ支援のために絵本の年齢別リストを配布するなど、子どもの読書に関わる情報提供も行っています。

図書館職員による「絵本の読み聞かせ実践講座」や、公民館主催の「家庭教育講座」、市職員を講師として派遣する「なるほど出前講座『デリバリーこだいら』」における読み聞かせに関する講座は好評であり、子どもと本との関わりに関する重要性の理解が、大人に定着してきたといえます。また、図書館の仕事を体験する「夏休み家族一日図書館員」等、家族で参加できる行事を毎年開催し、継続的な図書館利用のきっかけとなるような取組を行っています。

2 学校における読書活動とその成果

平成 13 年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」、平成 14 年に策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、平成 18 年より国の研究委託事業である「学校図書館支援センター推進事業」が実施されました。

この事業は、①学校図書館への指導・助言、②学校図書館担当職員の研修、③資料（メディア）の提供、④ネットワークによる交流という4つの役割を持つ「学校図書館支援センター」の機能を地域に設置し、学校図書館の整備や活性化を行っていくものです。この事業を平成 18 年度より3年間、図書館を支援センター機能として、小平市が受託することとなりました。

この事業の委託を受け、まず、学校図書館の本来の役割を適正に果たすために、中学校に学校図書館協力員を配置しました。また、調べ学習用図書の貸出と配送サービス、「学校図書館利用ガイドブック」の作成・配付等を行いました。併せて学校図書館相談員を中央図書館に配置し、各小・中学校を巡回し、学校図書館システム及び運営等についての相談に対応したことにより、学校図書館が徐々に活性化しました。

3年間の事業期間終了後も、学校図書館との連携推進事業として、小平市は継続してこの機能を図書館に設置することとし、平成22年度からの第2次計画は、「学校図書館の充実」と「学校図書館と図書館の連携」に重点を置いたものとしています。

平成22年度には、市内小・中学校すべてに学校図書館協力員を配置し、学習指導要領に基づき各校における「読書活動年間指導計画」に沿った授業等への支援に努めてきました。

平成25年度には、小平市教育振興基本計画が策定され、主な施策として読書習慣の定着を掲げています。また、小・中連携教育「こだいら共通プログラム」の中で読書マラソン等の活用が示されており、学校でも、学級文庫の設置、朝読書等子どもの読書活動が推進されました。

第2次計画における大きな成果は、学校図書館協力員の継続的な全校配置により、学校図書館の整備を進めることができたことです。

学校図書館協力員と学校図書館ボランティアとの適切な役割分担がなされ、学校図書館は人のいる場所となり、本を読む目的だけでなく休み時間の居場所としても利用されるようになりました。

また、調べ学習用図書貸出等の市立図書館活用を始め、指導課で主催している「学校図書館司書教諭等連絡協議会」には、各学校の司書教諭、学校図書館相談員、学校図書館協力員、図書館職員が参加し、情報交換や連絡調整が行われています。更に生涯学習推進課で主催している学校図書ボランティアと図書館との交流会では情報交換の他、図書館職員による読み聞かせに関する研修も取り入れるなど、学校と図書館との連携は深められてきました。

3 図書館における読書活動とその成果

図書館は、豊富な蔵書の中から自由に好きな本を選ぶことができるだけでなく、図書館にいる司書に、子どものためのよい本等についての相談をすることもできる場所です。これまで図書館は、児童書の選定・収集に力を入れるとともに、保護者に向けた絵本の紹介や定期的なおはなし会等、子どもの読書環境を充実させる取組を行ってきました。

また、子どもが自主的に読書習慣を身につけていくためには、身近な大人の読書に対する理解、関心が重要です。大人が読書をする姿、読書を楽しむ姿を見ることで子どもの読書意欲は高められます。子どもに直接働きかけるばかりでなく、身近な大人に読書の大切さを伝える働きかけも重要であるといえます。そのため、図書館では、大人を対象とした児童文学講演会や、読み聞かせに関する講座等の取組にも力を入れてきました。

蔵書については、良質な本を子どもに提供するため、児童サービス担当が1冊ず

つ内容を確認しながら新刊図書の購入を進めると同時に、読み継がれてきた絵本や児童文学等の買い替えを継続して行っています。そのため、小平市立図書館の蔵書は充実しており、学校での学習支援や、学級文庫としての活用にも役立てています。

また、乳幼児に向けた読み聞かせや手遊び等を行う「絵本のへや」やおはなし会、親子で参加できる「スペシャルおはなし会」や「大人のためのおはなし会」、さらに、小学生以上を対象とした「夏休み家族一日図書館員」等の行事を行っています。大人に向けた「児童文学講演会」の開催は、参加をきっかけとして児童文学の素晴らしさ、読書の大切さを感じてもらえたことから、継続して参加する利用者が増えています。

学校との連携推進事業として力を入れてきた学校図書館への支援内容は、小・中学校への学校図書館協力員の配置と研修、また中央図書館に配置されている学校図書館運営に関わる相談業務を担当している学校図書館相談員による学校の巡回等があります。学校図書館相談員への主な相談内容は、学校図書館システムに関すること、選書や図書の修理等、学校図書館の運営に関わることです。

調べ学習用図書の貸出やその配送サービス、小・中学生に対する「夏休みおすすめ本リスト」の作成・配布、そして図書館職員が学校に出向き実施するブックトーク、中学生の職場体験や高校生の奉仕体験、大学生のインターンシップの受入れ等、継続的に学校との連携を行っています。また、図書館見学についても、各地区館ごとにそれぞれの地域の幼稚園、保育園、小学校を受入れ、その中でおはなし会の実施や図書館の利用案内を行い、図書館を身近に感じてもらうよう努めています。

4 地域における読書活動とその成果

地域では、子どものいる様々な場所において、子どもの読書活動に関わる取組に努めてきました。

各地域で子どものための文庫活動を続ける小平市子ども文庫連絡協議会に対しては、図書館が毎年補助金を交付するとともに活動場所の提供、図書館との共催による講演会やおはなし会の開催等、支援を行っています。市内には、4つの子ども文庫があり、小平市子ども文庫連絡協議会においては、おはなしの会「いとぐるま」が市内の幼稚園、保育園、小・中学校、さらに児童館や地域センターを訪れておはなし会を行うなど、子どものいる様々な場所で子どもの読書に関わる活動を行っています。また、図書館とともにおはなしの学習会を定期的に行い、技術向上を図りながら共催でおはなし会を継続しており、図書館との連携を充実させています。

このように、地域の活動が継続して行われてきたことにより、子どもは様々な場所で本とふれあう機会を持つことができます。

第2 小平市における子どもの読書活動の現状と課題

1 第3次計画策定に向けてのアンケート調査の実施

小平市の子どもの読書状況を把握するため、市内の0歳から18歳までの子どもを対象にアンケート調査を実施しました（資料1）。

その結果、国や東京都も課題に挙げている、成長とともに読書離れが進んでいくという状況等がここでもはっきりと見て取れます。

2 アンケート調査結果を受けての課題

(1) 図書館のおはなし会の開催日時の検討

未就学の子ども保護者の多くは、図書館の利用の他、書店やWEB等で本を購入したり、兄弟の本を活用するなどして子どもに読み聞かせ等を行い、子どもが本と接する機会を作っています。一方、働く保護者の家庭では、子どもが本とふれあう機会を多く持つことは難しいといえます。しかも、平日昼間の図書館は、特に働く保護者にとって利用しづらい時間帯であり、現状では定例のおはなし会等への参加は難しい状況となっています。今後、おはなし会の開催日時を拡大し、土・日・祝日等の開催を検討する必要があります。

(2) 学校段階が進むにつれて増加する読書離れへの対応

特にティーンズといわれる中学生・高校生になると、部活や趣味、友人との付き合い等で忙しくなり、本を読まなくなる傾向にあります。ただし、他のことに時間をとられ読む時間のないこの世代の子どもでも、テレビドラマ化や映画化された原作本や話題の人物に関する本などには興味を持つ傾向にあります。そうした一冊を契機に、次の一冊を手にとるような対策が必要とされることから、魅力ある内容の図書を選書することなどが求められます。

また、読書好きの子どもに対し、好きになったきっかけについて調査したところ、「よい本との出会い」を多く挙げています。このことから、ティーンズ世代にとって「よい本」との出会いを創出できるように彼らが魅力を感じる蔵書構成を工夫する必要があります。

(3) 行事内容の検討

図書館行事については、特に中学生・高校生になると、参加したことがない、興味のある行事がないなどの回答が最も多くありました。幼い頃にはおはなし会等に参加したことのある子どもでも、成長してからは図書館行事に参加なくなる傾向にあるようです。自分の意思で参加したいと感じるような

魅力ある行事内容を検討して開催する必要があります。

(4) 広報活動の充実

アンケート調査から、図書館行事等への不参加理由の多くに、「行事の開催について知らなかった」という回答があげられました。普段図書館を利用しない子どもや保護者に対しても情報を届けるため、館内ポスター、ホームページ、メールマガジンを始め、子どものいる場所におけるチラシ配布等、PR方法を検討する必要があります。

3 現状におけるその他の課題

(1) 公立図書館の学校への支援の在り方

平成18年度の「学校図書館支援センター推進事業」（文部科学省の研究委託事業）の受託による取組で、学校図書館は急速に整備が進み、開かれた学校図書館となりました。事業終了後も「学校図書館との連携推進事業」としてセンター機能を図書館に残し、取組を継続しています。

そのため、第2次計画においても「学校図書館の充実」と「学校図書館と図書館の連携」に力を入れ、学校図書館の活性化の支援をしてきました。

本来、学校図書館の運営は各学校の司書教諭等が中心となるのが望ましいものですが、学校図書館協力員が役割以上の業務に携わっている現状もあります。図書館では指導課と連携して、学校が学校図書館協力員の役割について理解し改善できるように研修を実施したり、学校図書館相談員による学校訪問を行ったりしていますが、実際には、図書の購入方針や授業用図書の手配等、学校図書館の運営や読書活動の根幹に関わる内容について担う場面もあります。今後は、司書教諭と学校図書館協力員双方が役割を果たしながら情報共有をし、連携をより深めていく必要があります。

(2) 学校におけるブックトーク依頼の増加

授業や朝礼等において子どもたちに対するおすすめの本を紹介するブックトークの依頼が、学校から図書館に対し近年増えてきています。今後は、学校内でも、司書教諭や学校図書館協力員により実施ができるよう、図書館職員による研修等支援の必要があります。

(3) 「おはなし会」等の行事参加者の減少

長年、定期的で開催してきた「おはなし会」等、子ども向けの行事の参加者が、社会情勢等の変化により減少傾向にあります。今後も継続していくために、日程の設定、内容、広報等について整理し、研究する必要があります。

(4) 地域における取組の差

幼稚園等の図書館見学、学童クラブへの絵本の団体貸出、また図書館員による地域の保護者等を対象とした読み聞かせ講座等、図書館は各依頼に応じ、地域と継続的に関わりを持っています。一方、地域によっては、これらの子どもの読書活動への取組に差が見られることから、あらゆる子どもたちに対し同様に本とふれあう機会を提供するため、各地域に働きかけていく必要があります。

第3章 第3次計画の方向性

第1 第2次計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

平成20年6月の国会決議において、平成22年を「国民読書年」とし、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言され、図書館を始めとした様々な場所で、これに因んだ行事や取組が推進されました。

平成25年5月、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。ここでは、子どもの自主的な読書活動の推進を図るため、家庭・地域・学校を通じた社会全体における取組の推進、子どもの読書活動を支える環境の整備、子どもの読書活動に関する意義の普及を基本方針として挙げています。

東京都は、平成25年度までの「第二次東京都子供読書活動推進計画」を1年間延長しており、平成27年度より学校・図書館・家庭・地域・行政の連携による子どもの読書環境の整備と読書の質の向上を基本方針とした第三次計画が実施されます。

また、平成26年の学校図書館法改正により、学校図書館の運営の改善及び向上を図るため学校司書が法制化されることとなりました。当市では、学校図書館協力員を既に配置し、その資質・能力の向上に向けて研修等を実施していますが、子どもの読書活動をより適切に支援するために、学校司書については、今後の国・都の動向を注視していきます。

平成24年の著作権法改正により、国立国会図書館において電子化された所蔵資料のうち、絶版等の資料について、図書館等に対してインターネット配信を行うことができるようになりました。こうした近年の情報通信技術の発達や電子書籍の急速な普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与える可能性があり、今後の推移について充分留意する必要があります。

第2 市の役割

国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び平成25年2月に策定された「小平市教育振興基本計画」等関連計画に基づき、子どもたちの本との出会いを支援するとともに、読書に親しむ環境整備を進めていきます。

第3 基本方針

「第2次小平市子ども読書活動推進計画」(平成22年度より5か年)においては、「学校図書館の充実」と、「学校図書館と図書館の連携」を着実に進め、一定の成果をあげてきました。引き続き、学校図書館支援の充実に努めるとともに、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭・学校・図書館・地域を始めとした社会全体で、子どもが読書に親しむための環境の整備に努めます。

第4 目標

1 子どもの読書環境の整備・充実

子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境の整備、充実とともに、読書を通して心豊かな生活を送ることができる施策の推進に努めます。

2 情報の収集と提供

子どもに対し情報が行き届くよう、家庭・学校・図書館・地域・関係各課との連携による情報共有と相互協力に努めるとともに、ホームページ等による子どもたちへの効果的な方法での情報提供に努めます。

3 中学生・高校生に対するサービスの拡充

成長とともに読書離れが進んでいく中学生・高校生が生活の中で、自然と読書に親しめるような取組に努めます。

4 来館が困難な利用者に対するサービスの取組

図書館を様々な事情から利用できない子どもに対し、それぞれの状況に応じた利用サービスを行います。

第5 計画の対象

0歳からおおむね18歳までとします。

第6 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第4章 具体的な取組 ―成長過程に合わせた取組―

第1 未就学児に対する取組

幼い頃に身についた読書習慣は、成長してからの自主的な読書習慣につながります。子どもにとって読書は、語彙力、表現力、読解力、集中力、そして創造力等を豊かなものとするために欠かせないものであり、読書習慣につなげるためにも子どもが本とふれあう環境の整備を推進していくことが重要であるといえます。

なお、子どもの年齢が進むにつれて読書離れが進む傾向への長期的な対策としても、幼い時期における読書活動の推進は極めて重要であることから、その充実に努めます。

1 継続的な取組

(1)乳幼児向けの絵本リストの配布および図書館案内(健康推進課・図書館)

3～4か月児健康診査時、会場に図書館コーナーを設けています。待ち時間を利用し、保護者に向けての絵本リストと図書館案内の配布を行います。

(2)図書館における行事の定期的な開催(図書館)

おはなし会でのおはなしと絵本の読み聞かせによって、子どもたちに物語の面白さを伝え、自主的な読書へつなげられるよう努めています。また、0歳から参加できる「絵本のへや」では、絵本の読み聞かせの他、わらべうたや手遊び等も取入れます。

(3)「家庭教育講座」実施による家庭での読書の推進(公民館・図書館)

毎年行っている公民館主催の「家庭教育講座」は、図書館員を講師とした、子どもの読書に関わる内容の講座となっており、家庭での子どもへの読み聞かせや絵本選びにつなげることを目的に、継続して行います。

(4)児童館における図書の充実(子育て支援課)

児童館では、約800冊の絵本や図鑑を揃え、子どもたちが常に本とふれあえるよう充実した図書コーナーを設けています。また、ボランティアによる「絵本のへや」、「かみしばい」を定期的で開催し、絵本の楽しさを伝える行事を継続して実施します。

(5)「子ども家庭支援センター事業」との連携(子育て支援課・図書館)

子ども家庭支援センターで作成している「子育てガイド」は、小学生向

けの図書館行事の案内を掲載しており、市内の様々な施設において配布しています。また、図書館にも地域資料として受入れます。

(6) 幼稚園の図書館見学(図書館)

市内の各図書館では、幼稚園の図書館見学を地域別に受入れています。館内の見学の他、おはなし会や絵本の紹介をするなど、今後の図書館利用につながるよう努めます。

(7) 保育園における読書活動の推進(保育課)

市内の全市立保育園では、月に1回程度、「おはなし会」や絵本の読み聞かせを行っています。小平市子ども文庫連絡協議会の「いとぐるま」によるおはなし会も数多く行い、子どもたちが絵本とふれあう機会を設けています。

(8) 幼稚園における読書活動の推進(図書館)

幼稚園では、市の「なるほど出前講座『デリバリーこだいら』」を利用した読み聞かせに関する講座の会場を保護者に対し提供したり、小学校入学前に図書館見学を行うなど、子どもの読書活動の推進に関わる取組に努めます。

(9) 児童文学講演会の開催(図書館)

大人に向けて、児童文学の素晴らしさを伝えられる講演会を開催し、子どもの読書に関する啓発を行います。

(10) 特別な支援を必要とする子どもへの支援(図書館)

布の絵本・遊具、点訳絵本及び外国語を日常語とする子どもの図書や絵本を収集し、充実させます。

2 新たな取組

(1) おはなし室の開放(図書館)

乳幼児を持つ保護者が、子どもとともに絵本とふれあいながら図書館で過ごすことができるよう、おススメの絵本を揃えた上で、おはなし室を開放する時間をつくります。その間、図書館職員が保護者からの絵本選びの相談に応じるなど、親子で読書に親しむことのできるよう支援を行います。

(2) 来館できない子どもと保護者へのサービス(図書館)

①行事開催日の検討

働く保護者にとって平日昼間の図書館利用は困難であるといえます。それぞれの勤務体制も多様化しているため、平日から土・日・祝日まで幅広く設定するよう検討します。

②アウトリーチ(地域への出張サービス)

事情により外出や図書館利用が困難な子どものいる施設等に図書館員が出向き、おはなし会等のサービスができるよう検討します。

(3) リサイクル本の提供(図書館)

子どもたちの身近な場所に魅力ある絵本が常に置かれるよう、状態の良い絵本をリサイクル本として、市内の保育園等に提供していきます。

(4) 広報の工夫(図書館)

図書館に来館しなくても、図書館行事や子どもへのおすすめ本、図書館案内の情報が届くよう、関係各課を通じて各施設等への協力を求め、地域により情報入手に差が出ないような効果的な広報活動に努めます。

第2 小学校・中学校・高等学校に対する取組

幼い頃に家庭や図書館で本に親しんでいても、自分の意思で読書をする年齢になると、他の趣味や部活動、友人と過ごす時間等、読書より優先することが多くなってきます。たとえ本を読む時間が取れなくても、幼い頃に習慣となった読書習慣が継続するよう、学校にいる時間を活用するなど、子どもたちの生活の中に自然と読書時間が溶け込むような取組に努めます。

1 継続的な取組

(1) 小・中学校における読書活動の推進

①学校図書館活用年間計画の作成と実施(指導課・学校)

司書教諭を中心とし、各校の実態に即した各教科の学習の展開と読書活動推進に関わる計画を作成し、図書利用の促進、読書時間の確保等の実施に努めます。

②学習情報センター機能の充実(学校)

子どもが学び方やものの考え方を身に付け、問題解決のための情報収集や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度や能力を育成するため、学校図書館における学習情報センター機能の充実を図ります。

③学校図書館システムの整備(学務課・図書館)

学校図書館システムの環境整備と、活用のための支援を行います。

④市立図書館資料の活用(学校・図書館)

図書館の調べ学習用図書の貸出（特別団体貸出）と、配送サービスを利用します。また、学期ごとに図書館から学級文庫用の図書の貸出（団体貸出）を活用します。

⑤図書の購入方針・廃棄基準の整備(学務課・学校)

学校ごとの購入方針・廃棄基準を整備し、それに基づき計画的に図書を購入・廃棄するなど、蔵書の整備を行います。

⑥司書教諭の資質向上(指導課・学校)

司書教諭は、学校図書館整備と運営に対する指導を行うとともに、校内における協力体制を推進し、学校図書館運営の中核を担っています。指導課では、「学校図書館司書教諭等連絡協議会」を開催するなど、各学校との情報交換及び司書教諭の指導力の向上を図ります。

⑦啓発・広報の充実(指導課・学校)

読書週間等を活用し、児童・生徒の読書活動推進を図ります。また、図書館だよりの発行により、児童・生徒の読書への関心を引き出すよう努めます。

⑧児童・生徒の主体的な読書活動の充実(指導課・学校)

読書マラソンやビブリオバトル等、児童・生徒自身による主体的な読書活動を活発にするような取組を実施します。

⑨放課後子ども教室における読書活動の推進(地域学習支援課)

放課後子ども教室において、紙芝居、読み聞かせ等を実施します。

⑩学童クラブにおける図書の充実(子育て支援課)

学童クラブでは、定期的に図書館から本を借り、本を入れ替えるなど、図書コーナーの充実に努めます。

⑪特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援(指導課・学校・図書館)

特別支援学級に在籍する子どもへの読書環境の整備、個々の障がいに応じた読書推進プログラムの開発と実施を図ります。

(2) 図書館における読書活動の推進

①小・中学校における学校図書館システムの活用支援(図書館)

学校図書館における貸出・返却、蔵書管理等を行うためのシステム操作に関わる支援を行います。

②小・中学校向けの「夏休みおすすめ本リスト」の作成・全校配布(図書館)

小学１・２年生、３・４年生、５・６年生、そして中学生向けに、図書館職員が選んだおすすめの本を紹介したリストを毎年作成し、夏休み前に市内小・中学校に配布しています。また、おすすめ本は、夏休み期間中は、全館で別置き、手に取りやすいよう努めます。

③小学生から高校生向けの参加型図書館行事の開催(図書館)

「大人のための図書館探検ツアー」は、図書館を使いこなし、利用を楽しんでもらうために高校生以上に向け企画した行事です。また、図書館の裏方の仕事をしてもらう「バックヤード体験講座」は、小学校高学年から大学生向けの行事であり、図書館員の仕事を体験してもらうための企画です。どちらの企画も好評で、今後も継続し、参加者の拡大に努めます。

④小・中学校に向けた調べ学習用図書の貸出(特別団体貸出)と配送サービス(図書館)

授業で使用する調べ学習用図書について、テーマに沿った図書を図書館員が選び貸出を行います。また、その配送・集配サービスを行います。

⑤小・中学校に対する学校図書館協力員の配置・研修(図書館・学校)

市内全小・中学校に学校図書館協力員を継続して配置します。図書館では年に７回程度、情報交換会を含めた研修を実施し、学校図書館整備の支援を行います。

⑥読み聞かせに関する講座の実施(地域学習支援課・公民館・図書館)

ボランティア等を対象とした図書館主催の「読み聞かせ実践講座」の他、「なるほど出前講座『デリバリーこだいら』」や公民館主催の子どもの読書に関する講座、また幼稚園の保護者を対象にした講座や、「小平地域サポート・ネット事業」における学校支援ボランティア対象の研修等では、図書館員が講師となり、読み聞かせの講座や絵本の紹介等を行います。

⑦中学生の職場体験、大学生のインターンシップや実習生の受入れ(図書館・学校)

図書館の様々な業務を体験してもらう中学生の職場体験、また司書資格修得を目指す大学生の実習等を積極的に受入れます。

⑧市内小・中学校におけるブックトークの実施(図書館・学校)

学校からの依頼により、授業や全校集会でブックトークを行います。

⑨小平市子ども文庫連絡協議会への支援(図書館)

地域で子どもの読書活動推進のための活動を行う小平市子ども文庫連絡協議会に対し、補助金交付や活動場所の提供等による支援を行います。

す。

2 新たな取組

(1) 学校図書館対象の講座・研修の開催(図書館)

学校において普段、ブックトークや読み聞かせ等を普段から気軽に行えるよう、図書館員が講師となり、学校図書館協力員・司書教諭等を対象とした講座や研修を行います。

(2) 新仲町公民館・図書館[なかまちテラス]における学校連携事業(図書館・学校)

「学校連携推進館」と位置付けられリニューアルオープンした「なかまちテラス」へ、学校図書館との連携推進事業機能(下記)を移管し、さらに連携を強化します。

- ・学校図書館相談員、学校図書館協力員に関すること
- ・学校図書館システムに関すること
- ・学級文庫の団体貸出に関すること
- ・調べ学習用データベース導入、調べ学習コーナーの充実
- ・「ティーンズ」対象の図書の充実
- ・その他学校図書館支援に関すること

(3) 小学校入学時における図書館案内(図書館・学校)

すべての新1年生に対し、入学時に学校を通じて子ども用図書館案内を配布し、図書館利用につなげていきます。

(4) レファレンスの充実(図書館)

子どもたちの調べ学習に役立つよう、テーマに沿ったレファレンス回答例や本の調べ方の例などを本のリストとともに蓄積し、各館で共有していきます。小・中学生に対しては、調べ学習の支援強化となる講座等の行事を開催し、図書館活用の推進に努めます。

(5) 情報リテラシーの支援(図書館)

中学生、高校生等が求める資料、情報を的確に提供するため、レファレンスサービスの充実とともに「情報検索講座」の開催等、情報活用の支援を行います。

(6) 中学生・高校生に向けた取組の充実(図書館)

0～18歳の子どもの中でも、忙しくて読書に関わる時間が少ないといえる中学生・高校生にとって、学校は生活の拠点となっている場所といえます。

そこで、この世代に向けては、特に学校を通じた取組に努めます。

①中学生以上を対象とした事業実施の検討（図書館）

小学校を卒業すると「おはなし会」への参加対象ではなくなるなど、本への興味・関心を深める機会が減ります。自主的に本を選んで読むようになるか、読まなくなってしまうかのいずれかになる傾向があります。本との関わりが習慣となった子どもが、継続して読書と関わっていけるよう、中学生以上を対象としたおはなし会等の事業の実施について検討を行います。

②市内の都立高等学校との連携（図書館）

ア．都立高等学校との情報交換

高校生が必要としていること、学校生活の中で役立つことを学校等から情報収集し、それに応じた内容の図書の展示、行事等を行います。

イ．都立高等学校への団体貸出の検討

学校図書館には所蔵していない図書等の貸出について検討します。

ウ．高校生への図書館利用案内

都立高等学校においては、市外在住の生徒も多いため、小平市立図書館を「在学」の資格で利用できること、また図書館が単に本を借りる場所であるだけでなく、授業や自主的な学習に役立ち、さらに問題解決のために活用できる場所であることのPRを行っていきます。

③高校生対象の図書館行事開催（図書館）

図書館の使い方講座、図書館バックヤード講座、図書館案内・見学、講演会等を、高校生を対象とした内容で開催します。

④ティーンズコーナーの充実（図書館）

ア．別置・展示の工夫

市内の中学生・高校生が「必要な」情報を、図書館は常に収集し、それに応じた図書の別置や展示を行います。

イ．中学生・高校生によるティーンズ向け図書の選書

職場体験、奉仕体験、研修、行事等で図書館の仕事を体験してもらう中で「選書」を取入れ、実際のティーンズ世代による選書を実施します。

ウ．中学生・高校生によるPOPの活用

中学生・高校生の作成したPOPを活用し、本への興味・関心を深めるきっかけとします。

(7)特別な支援を必要とする子どもへの支援（図書館）

図書館では、一般の図書の利用が困難な子どもに向け、布の絵本・遊具、

点訳絵本や録音図書、大活字本、外国語の図書・絵本を収集し、充実させます。また、視覚に障がいのある子ども、ディスレクシア（学習障害の一種で、読み書きに関して困難を持つ症状）の子ども等に向け、デージー図書や大活字本等のPRを行い、読書に関する支援に努めていきます。また、障がい等により図書館に来館できない子どもに対しては、施設等に出向いておはなし会を開催するなど、アウトリーチを検討します。

(8)ホームページの充実(図書館)

子ども向けのホームページを定期的に更新し、子どもたちが活用できるような情報を掲載するなど、充実に努めます。

第5章 啓発・広報

第1 「子ども読書の日」等における啓発事業の実施

4月23日の「子ども読書の日」に因んで「こだいら子ども読書月間」を実施し、子どもが参加できる行事や展示会、子どもの読書に関わる講演会等を開催し、子どもの読書活動の推進に努めます。

第2 図書館行事の広報

普段、図書館を利用しない子どもや保護者に対しても情報を届けるため、館内ポスター、ホームページ、メールマガジン、市内の各施設等へのチラシ配布やプレスリリース等、PR方法を工夫します。

第3 小学校・中学校・高等学校を通じたPR

市内の各学校の児童・生徒全員に情報を届ける手段として、学校にチラシ配布やポスター掲示等の協力を求めています。

第6章 計画の推進と評価

本計画では、図書館を中心に、子どもの教育や育成に携わる市の関係各課が、家庭・学校・図書館・地域におけるそれぞれの分野で、子どもの読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実に努めていきます。

なお、本計画の推進にあたっては、関係各課が委員として構成される「小平市子ども読書活動推進計画検討委員会」において、進捗状況の点検・評価を行い、それを基に、必要に応じて事業内容及び手法等の改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進していきます。

第3次小平市子ども読書活動推進計画の組立

計画策定の背景

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、「小平市教育振興基本計画」を踏まえて、今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組などを示すもの

第2次計画の成果と課題

成果
学校図書館の充実と市立図書館との連携に重点をおき、全校配置した学校図書館協力員の継続的配置を行った。さらに、調べ学習用図書の貸出とその配送便の実施、学校図書館相談員の巡回、学校図書館協力員への研修などを行い、学校図書館の整備を進めることで、学校図書館での貸出の増加に結びつけることができた。

課題
1 図書館のおはなし会の開催日時の検討
2 学校段階が進むにつれて増加する読書離れへの対応
3 行事内容の検討
4 広報活動の充実

第3次計画の方向性

基本方針
「第2次小平市子ども読書活動推進計画」（平成22年度より5か年）に引き続き学校図書館支援の充実に努めるとともに、子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭・学校・図書館・地域を始めとした社会全体で、子どもが読書に親しむための環境の整備に努める。

目標
1 子どもの読書環境の整備・充実
2 情報の収集と提供
3 中学生・高校生に対するサービスの拡充
4 来館が困難な利用者に対するサービスの取組

計画の対象 0歳からおおむね18歳まで

計画期間 平成27年度から平成31年度までの5年間

具 体 な 取 組	未 就 学 児 に 対 す る 取 組	1 継続的な取組 (1)乳幼児向けの絵本リストの配布および図書館案内 (2)図書館における行事の定期的な開催 (3)「家庭教育講座」実施による家庭での読書の推進 (4)児童館における図書の充実 (5)「子ども家庭支援センター事業」との連携 (6)幼稚園の図書館見学 (7)保育園における読書活動の推進 (8)幼稚園における読書活動の推進 (9)児童文学講演会の開催 (10)特別な支援を必要とする子どもへの支援	2 新たな取組 (1)おはなし室の開放 (2)来館できない子どもと保護者へのサービス ①行事開催日の検討 ②アウトリーチ(地域への出張サービス) (3)リサイクル本の提供 (4)広報の工夫
		1 継続的な取組 (1)小・中学校における読書活動の推進 ①学校図書館活用年間計画の作成と実施 ②学習情報センター機能の充実 ③学校図書館システムの整備 ④市立図書館資料の活用 ⑤図書の購入方針・廃棄基準の整備 ⑥司書教諭の資質向上 ⑦啓発・広報の充実 ⑧児童・生徒の主体的な読書活動の充実 ⑨放課後子ども教室における読書活動の推進 ⑩学童クラブにおける図書の充実 ⑪特別な支援を必要とする子どもへの読書活動支援 (2)図書館における読書活動の推進 ①小・中学校における学校図書館システム活用支援 ②小・中学校向け夏休みおすすめ本リストの作成・全校配布 ③小学生から高校生向けの参加型図書館行事の開催 ④小・中学校に向けた調べ学習用図書の貸出(特別団体貸出)と配送サービス ⑤小・中学校に対する学校図書館協力員の配置・研修 ⑥読み聞かせに関する講座の実施 ⑦中学生の職場体験、大学生のインターンシップや実習生の受入れ ⑧市内小・中学校におけるブックトークの実施 ⑨小平市子ども文庫連絡協議会への支援	2 新たな取組 (1)学校図書館対象の講座・研修の開催 (2)新仲町公民館・図書館(なかまちテラス)における学校連携事業 (3)小学校入学時における図書館案内 (4)レファレンスの充実 (5)情報リテラシーの支援 (6)中学生・高校生に向けた取組の充実 ①中学生以上を対象とした事業実施の検討 ②市内の都立高等学校との連携 ③高校生対象の図書館行事開催 ④ティーンズコーナーの充実 (7)特別な支援を必要とする子どもへの支援 (8)ホームページの充実

成長過程に合わせた取組

継続（計画当初、計画最終年度）：第2次計画の成果を踏まえ、継続的に推進していく取組

継続（計画当初）→充実（計画最終年度）：第2次計画に引き続き継続し、さらに新たな取組を実施、充実を図る。

検討（計画当初）→実施（計画最終年度）：第3次計画において新たに検討し実施する取組

1 未就学児

施策項目	所管課	計画当初	計画最終年度
乳幼児向けの絵本リストの配布および図書館案内	健康推進課・図書館	継続	
図書館における行事の定期的な開催	図書館	継続	
「家庭教育講座」実施による家庭での読書の推進	公民館・図書館	継続	
児童館における図書の充実	子育て支援課	継続	
「子ども家庭支援センター事業」との連携	子育て支援課・図書館	継続	
幼稚園の図書館見学	図書館	継続	
保育園における読書活動の推進	保育課	継続	
幼稚園における読書活動の推進	図書館	継続	
児童文学講演会の開催	図書館	継続	
特別な支援を必要とする子どもへの支援	図書館	継続	充実
おはなし室の開放	図書館	検討	実施
来館できない子どもと保護者へのサービス ・行事開催日の検討 ・アウトリーチ（地域への出張サービス）	図書館	検討	実施
リサイクル本の提供	図書館	検討	実施
広報の工夫	図書館	検討	実施

2 小学校・中学校・高等学校

施策項目	所管課	計画当初	計画最終年度
学校図書館活用年間計画の作成と実施	指導課・学校	継続	
学習情報センター機能の充実	学校	継続	
学校図書館システムの整備	学務課・図書館	継続	
市立図書館資料の活用	学校・図書館	継続	
図書の購入方針・廃棄基準の整備	学務課・学校	継続	
司書教諭の資質向上	指導課・学校	継続	充実
啓発・広報の充実	指導課・学校	継続	
児童・生徒の主体的な読書活動の充実	指導課・学校	継続	

施策項目	所管課	計画当初	計画最終年度
放課後子ども教室における読書活動の推進	地域学習支援課	継続	
学童クラブにおける図書の充実	子育て支援課	継続	
特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	指導課・学校・図書館	継続	
小・中学校における学校図書館システムの活用支援	図書館	継続	
小・中学校向けの「夏休みおすすめ本リスト」の作成・全校配布	図書館	継続	
小学生から高校生向けの参加型図書館行事の開催	図書館	継続	充実
小・中学校に向けた調べ学習用図書の貸出（特別団体貸出）と配送サービス	図書館	継続	
小・中学校に対する学校図書館協力員の配置・研修	図書館・学校	継続	充実
読み聞かせに関する講座の実施	地域学習支援課・公民館・図書館	継続	
中学生の職場体験、大学生のインターンシップや実習生の受入れ	図書館・学校	継続	
市内小・中学校におけるブックトークの実施	図書館・学校	継続	
小平市子ども文庫連絡協議会への支援	図書館	継続	
学校図書館対象の講座・研修の開催	図書館	検討	実施
新仲町公民館・図書館（なかまちテラス）における学校連携事業	図書館・学校	検討	実施
小学校入学時における図書館案内	図書館・学校	検討	実施
レファレンスの充実	図書館	検討	実施
情報リテラシーの支援	図書館	検討	実施
中学生・高校生に向けた取組の充実 ・中学生以上を対象とした事業実施の検討 ・市内の都立高等学校との連携 ・高校生対象の図書館行事開催 ・ティーンズコーナーの充実	図書館	検討	実施
特別な支援を必要とする子どもへの支援	図書館	検討	実施
ホームページの充実	図書館	検討	実施

3 その他

施策項目	所管課	計画当初	計画最終年度
啓発・広報	図書館	継続	充実
計画の推進と評価	図書館	検討	実施

参 考 資 料

【資料 1】

「第 3 次小平市子ども読書活動推進計画」アンケート集計結果

1. 調査目的

平成 27 年度からの「第 3 次小平市子ども読書活動推進計画」を策定するにあたり、急速に変化する世の中における現時点での子どもの読書状況を把握する。

2. 調査対象

幼稚園児、保育園児、小学校 4 年生、中学校 2 年生、高校 2 年生

3. 調査方法

(1) 幼稚園・保育園

①訪問により調査票を配布・回収

②保護者による回答

(2) 小・中学校

①交換便により調査票を配布・回収

②本人による回答

(3) 高等学校

①訪問により調査票を配布・回収

②本人による回答

4. 調査期間 平成 26 年 2 月 1 日～28 日

5. 配布・回収状況

未就学

配布：515、回収：283 回収率：54%

就学

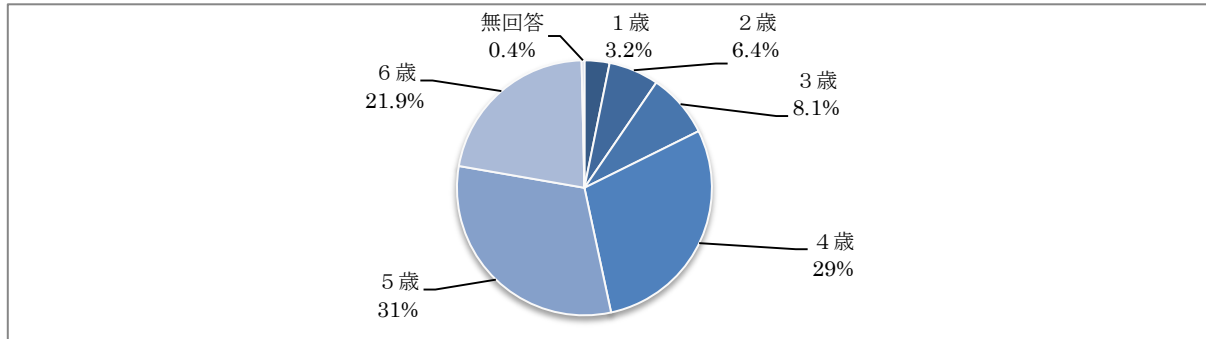
配布：1,190、回収：1,059 回収率：88%

合 計

配布：1,705、回収：1,342 回収率：79%

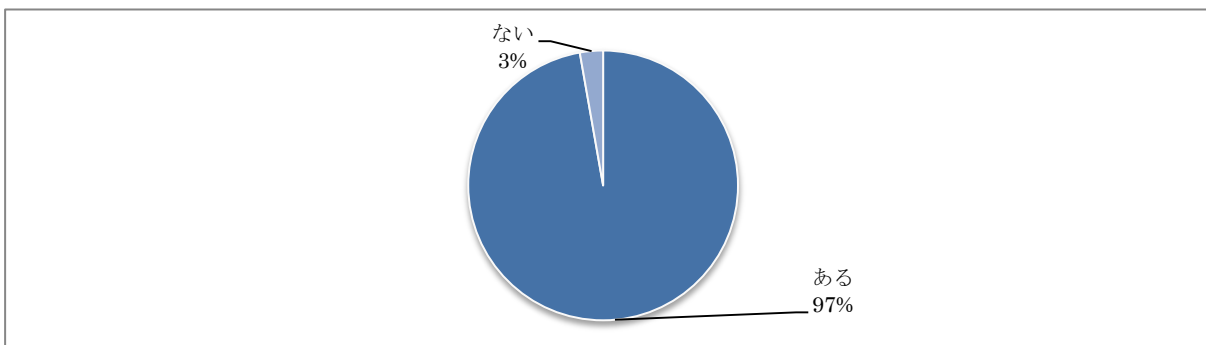
第3次小平市子ども読書活動推進計画」に関するアンケート調査結果について
【未就学用】

問1. お子さんはおいくつですか。



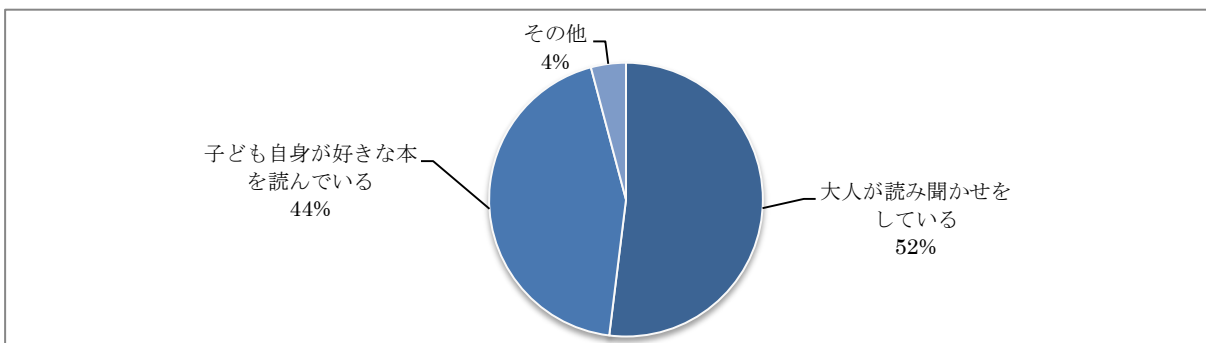
【子どもと本との接し方について】

問2. お子さんは普段、本と接する機会がありますか。



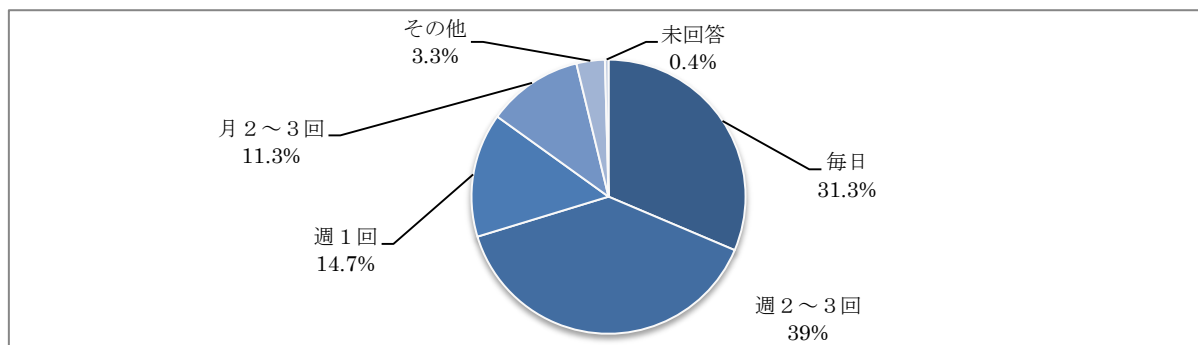
◆【問2】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。(問3～問9)

問3. お子さんはどのように本と接していますか。



【読み聞かせについて】

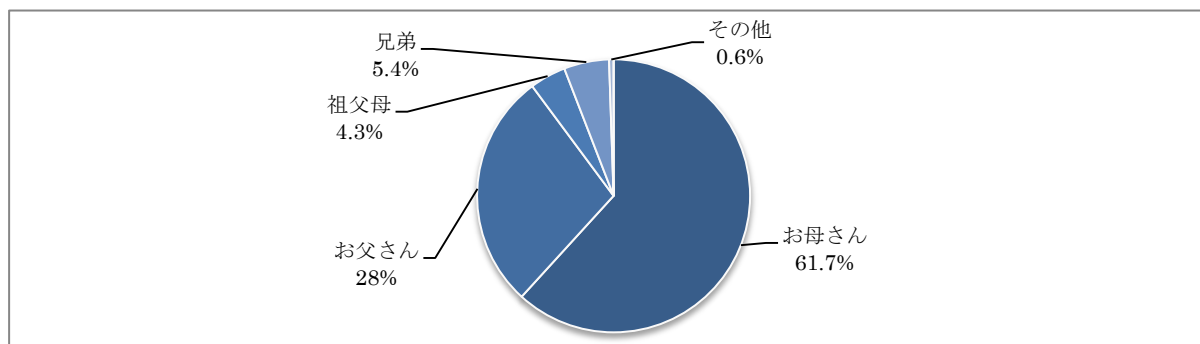
問4. 【問3】で「1. 大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
読み聞かせをどのくらいしますか。



問5. 【問3】で「1. 大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
よく読み聞かせをする本、またはお子さんが気に入っている本のタイトルを1冊あげてください。

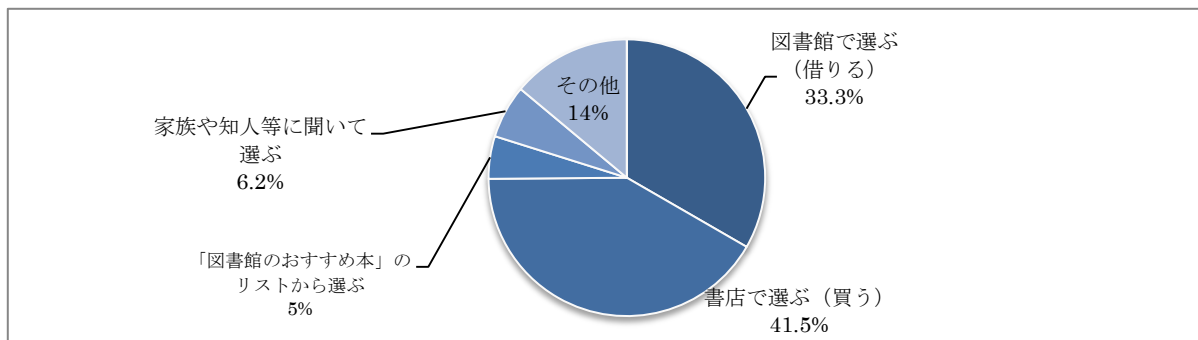
ぐりとぐらシリーズ、パムとケロシリーズ、はじめてのおつかい、はらぺこあおむし、からすのぱんやさん、おしいれのぼうけん、11びきのねこシリーズ、読みきかせの絵本、こどもチャレンジ、トーマスシリーズ、ももたろう、一寸法師、三びきのこぶた、ジャックと豆の木、しらゆきひめ、シンデレラ、にんぎょひめ、みにくいあひるの子、日本昔ばなし など

問6. 【問3】で「1. 大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
家庭で読み聞かせをしてあげるのは、おもにどなたですか。

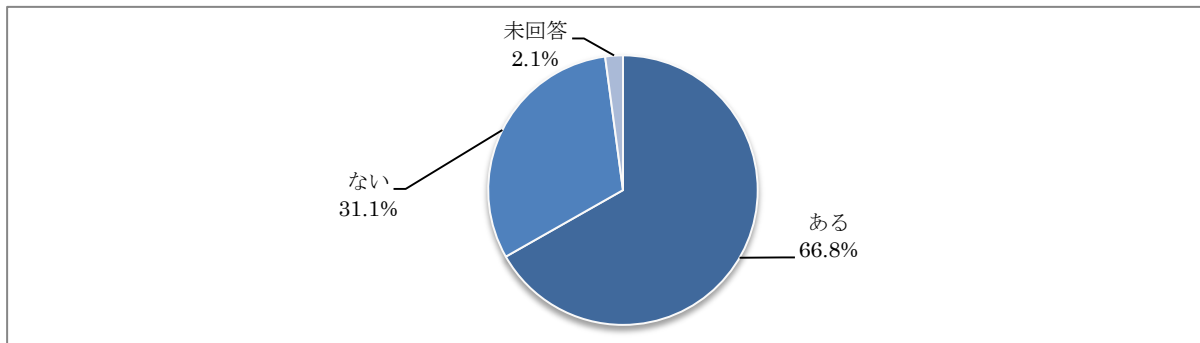


【市立図書館の利用について】

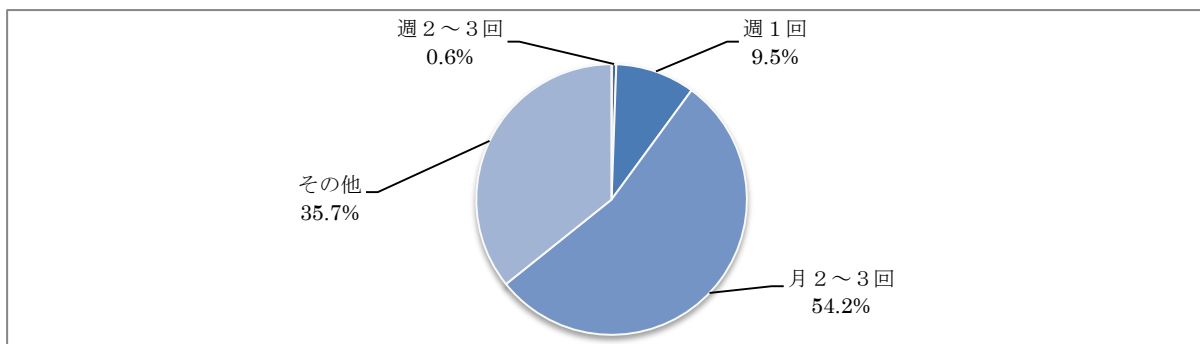
問7. 【問3】で「1. 大人が読み聞かせをしている」とお答えの方におたずねします。
読み聞かせのための本は、どのように選びますか。



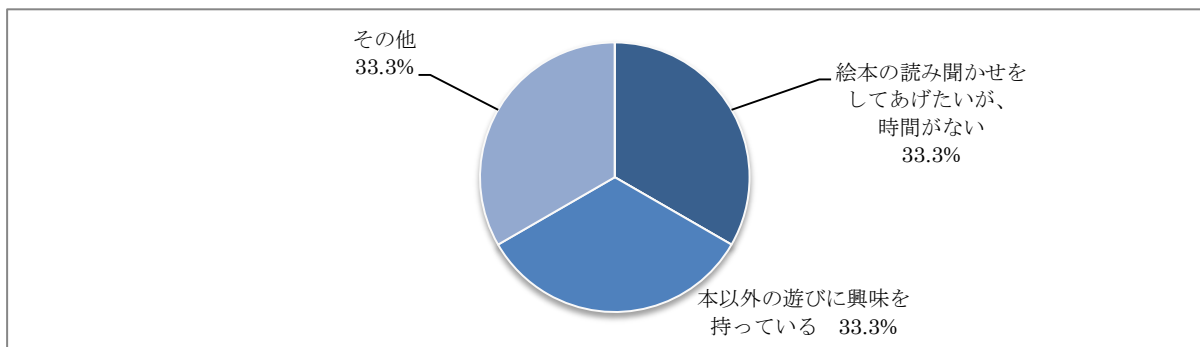
問 8. お子さんと一緒に市立図書館を *利用*することがありますか。



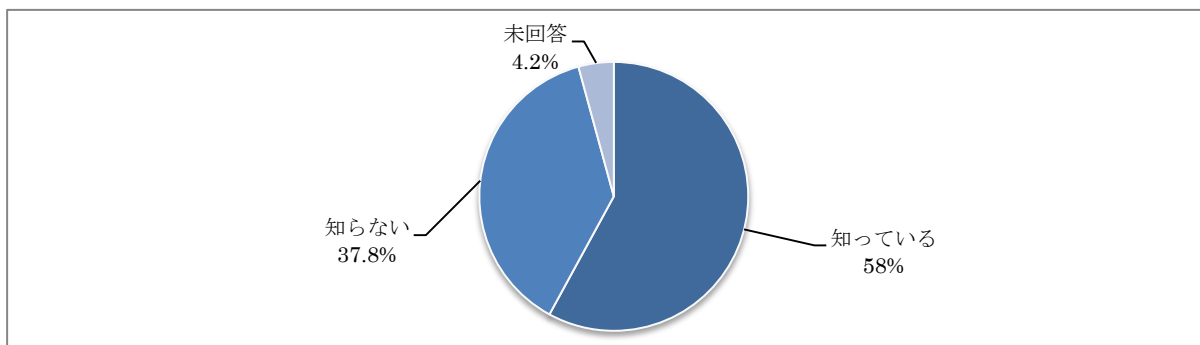
問 9. 【問 8】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。
市立図書館をどのくらい利用しますか。



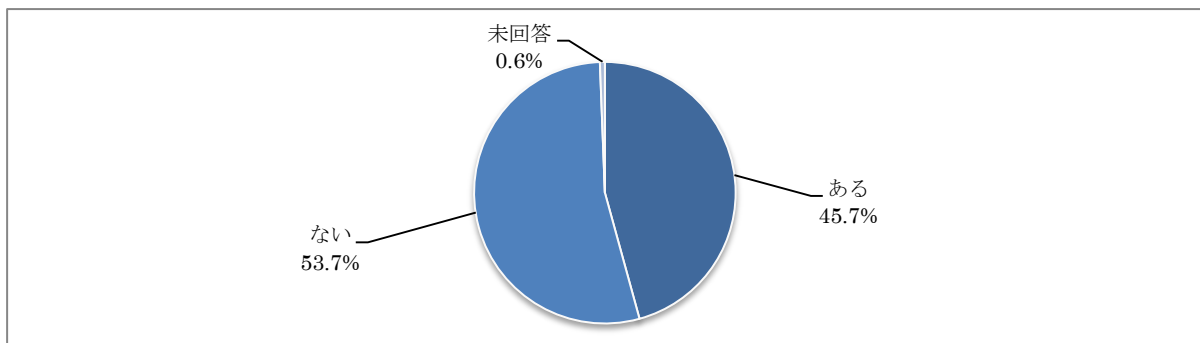
問 10. 【問 2】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。
お子さんが本と接する機会がないのはなぜですか。



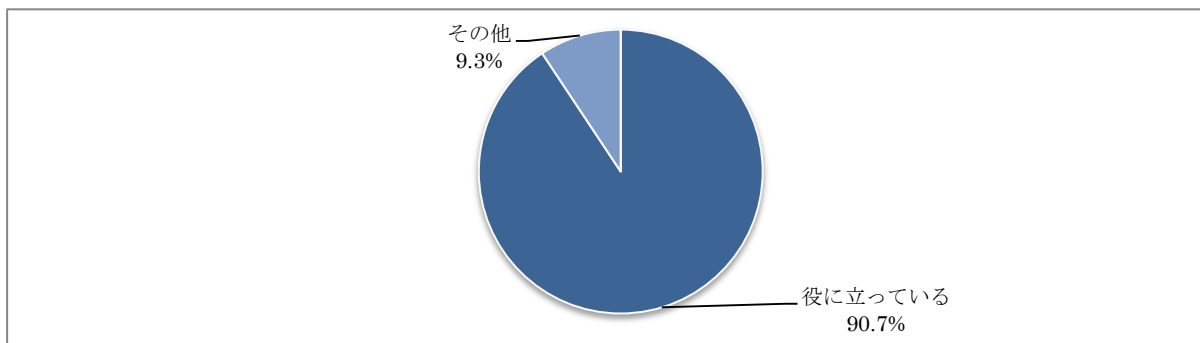
問 1 1. 小平市の図書館では、3～4 か月児健診のときに、「図書館のおすすめ本」のリストを配布しています。このリストのことを知っていますか。



問 1 2. 【問 1 1】で「1. 知っている」とお答えの方におたずねします。
このリストを活用したことがありますか。

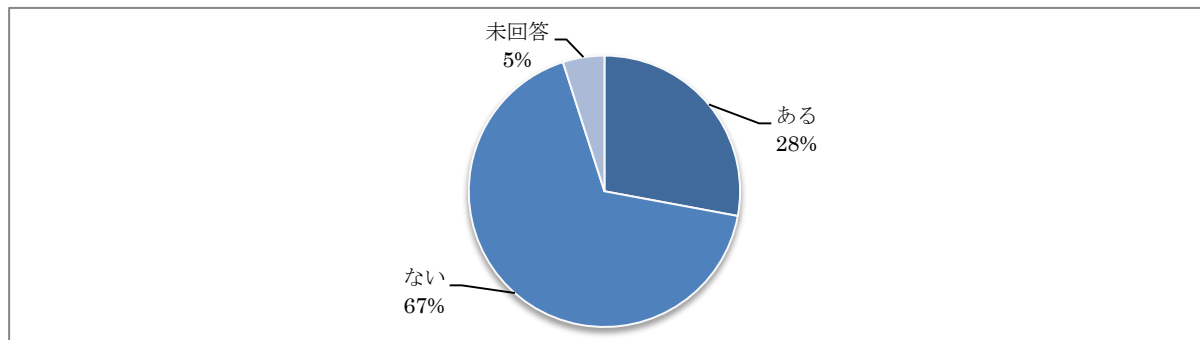


問 1 3. 【問 1 2】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。
活用してみていかがでしたか。

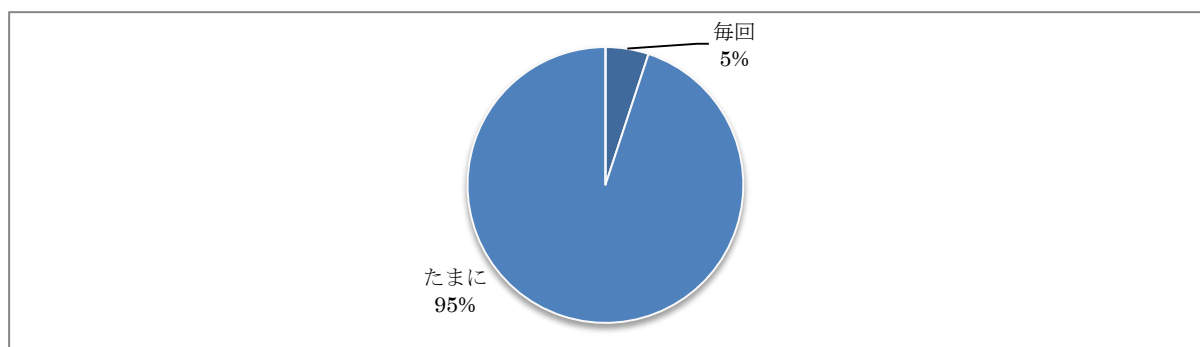


【図書館行事について】

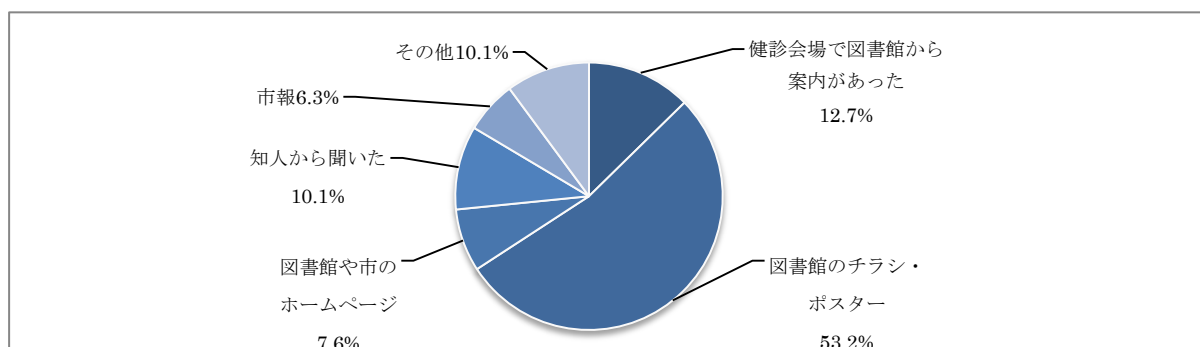
問 1 4. 市立図書館で開催している「えほんのへや」、「おはなし会」などの行事に参加したことがありますか。



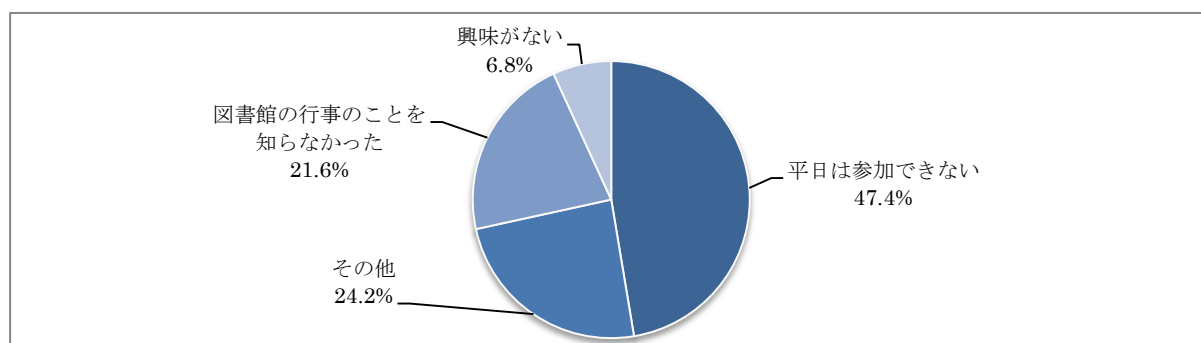
問 1 5. 【問 1 4】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。どのくらい参加していますか。



問 1 6. 【問 1 4】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。市立図書館の行事は何で知りましたか。【あてはまるものすべてに○】



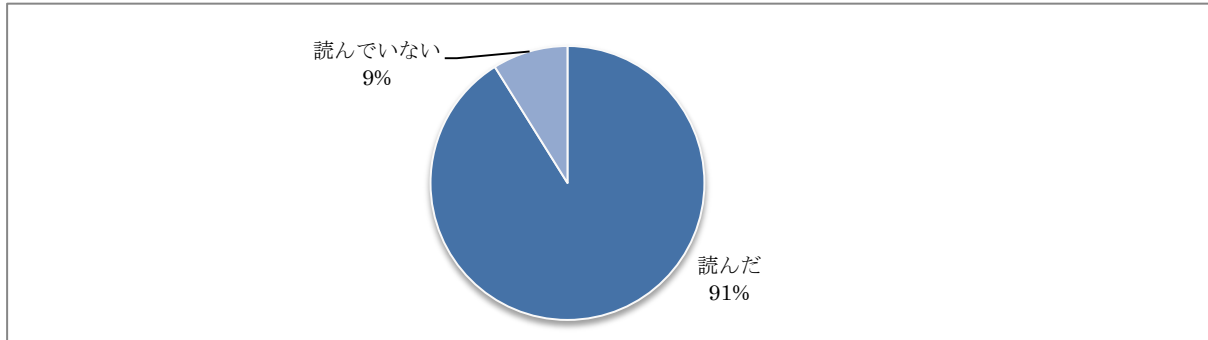
問 17. 【問 14】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。
参加したことがない理由は何ですか。



「第3次小平市子ども読書活動推進計画」に関するアンケート 調査結果について【小学校】

【読書状況について】

問1 最近（ここ3か月以内ぐらいで）、本（電子書籍を含む）を読みましたか。

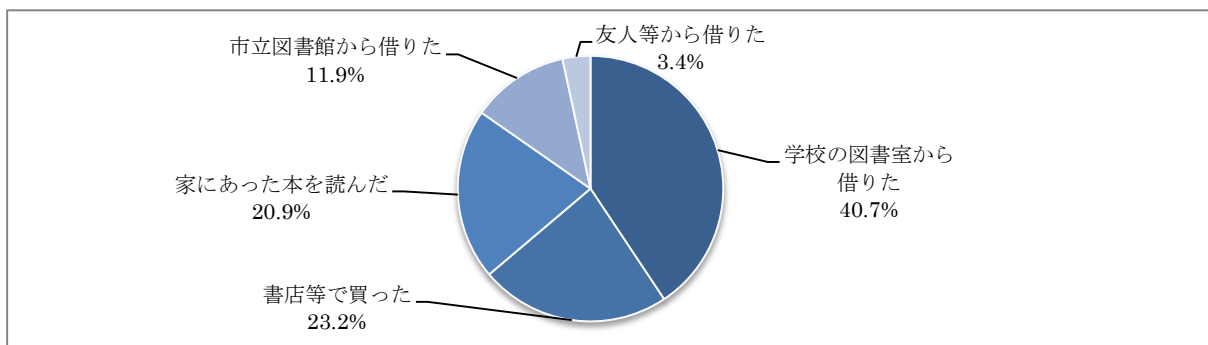


問2 【問1】で「1. 読んだ」とお答えの方におたずねします。好きな本のタイトルは何ですか。

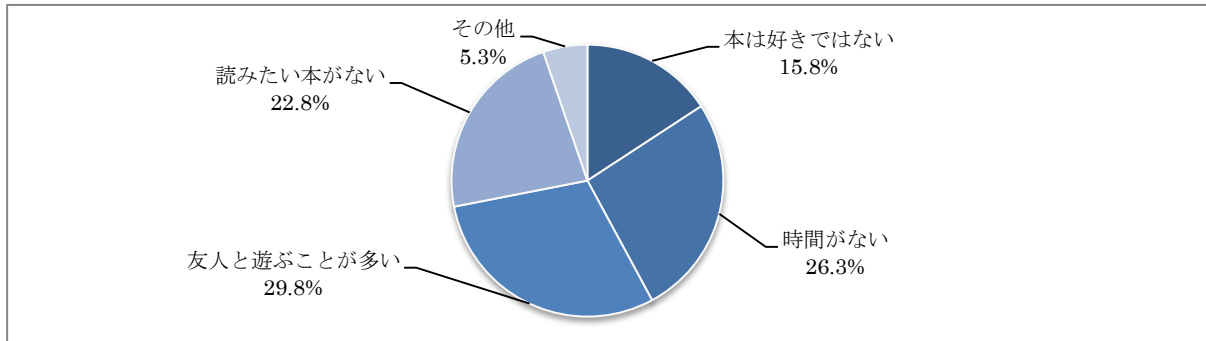
マジックツリーハウスシリーズ、黒魔女さんが通る、ひみつシリーズ、かいけつゾロリ、若おかみは小学生！シリーズ、都会のトム&ソーヤ、ぼくらシリーズ、ダレン・シャン、動物と話せる少女リリアーネ、なんでも魔女商会シリーズ、らくだい魔女シリーズ、サバイバルシリーズ など

問3. 【問1】で「1. 読んだ」とお答えの方におたずねします。

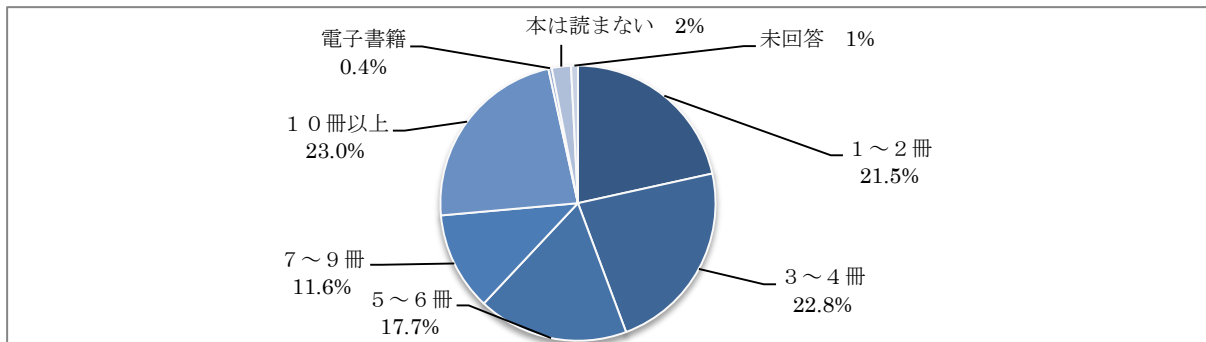
最近読んだ本は、どのようにして入手した^{にゆうしゅ}ものですか。



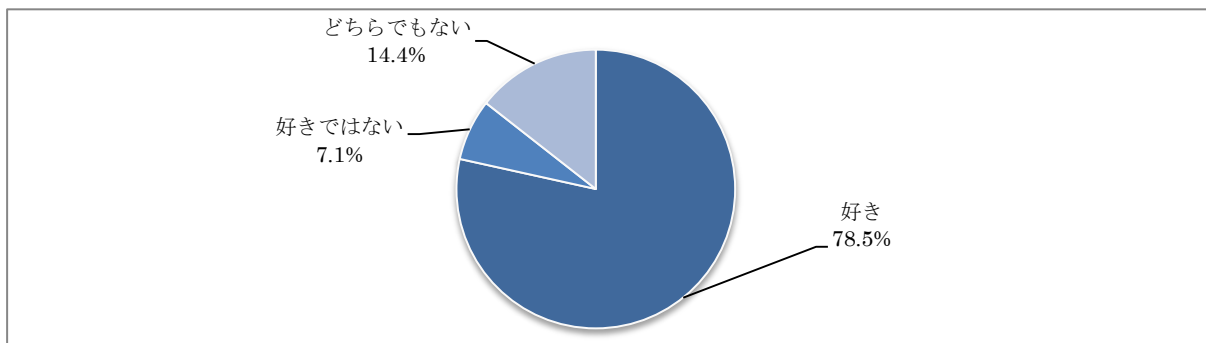
問4. 【問1】で「2. 読んでいない」とお答えの方におたずねします。
本を最近読んでいない理由は何ですか。



問5. 1か月に平均して本を何冊ぐらい読みますか。

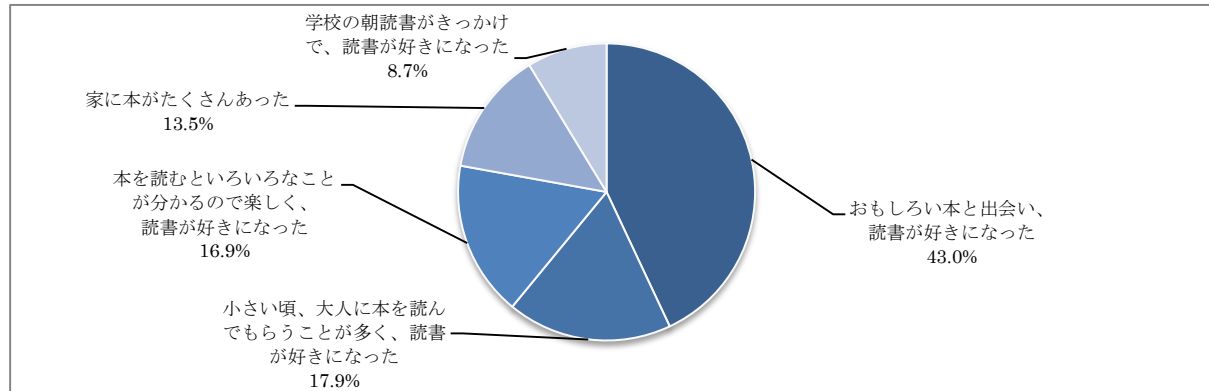


問6. 読書は好きですか。

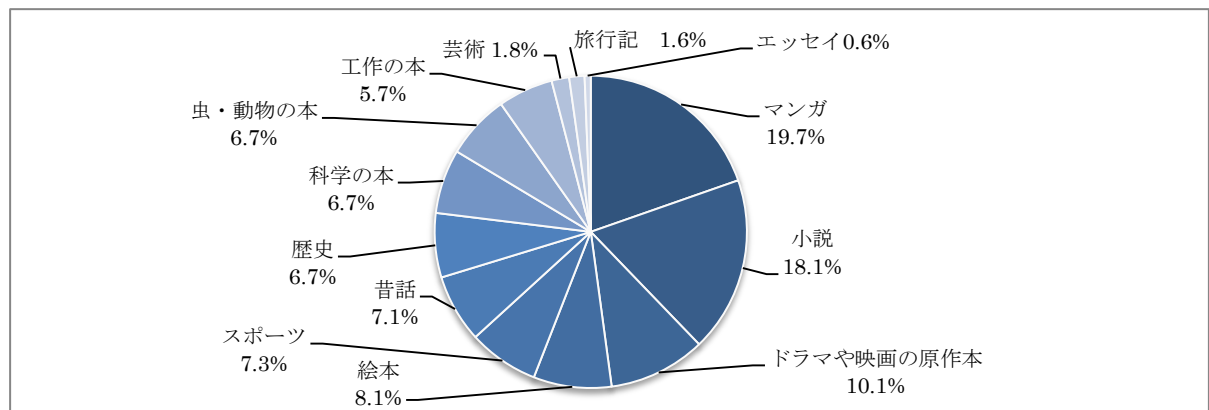


問7.【問6】で「1. 好き」とお答えの方におたずねします。

読書が好きになったきっかけは何だと思いますか。

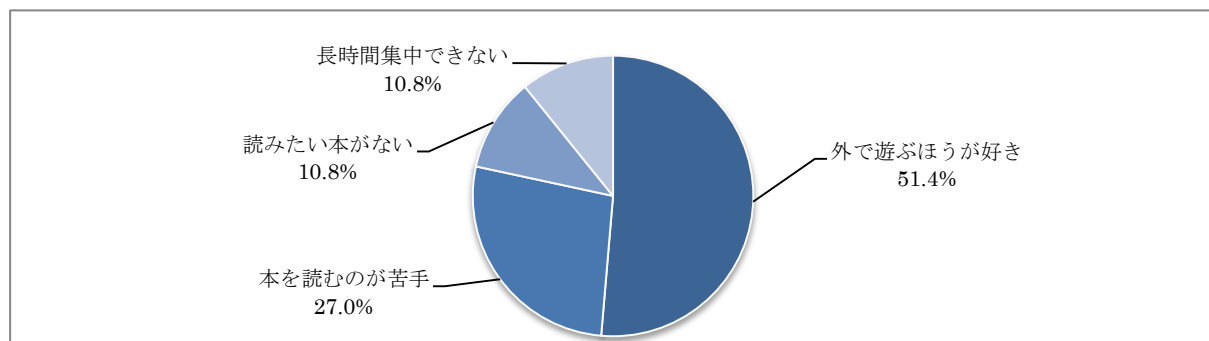


問8.【問6】で「1. 好き」とお答えの方におたずねします。どんな種類の本が好きですか。



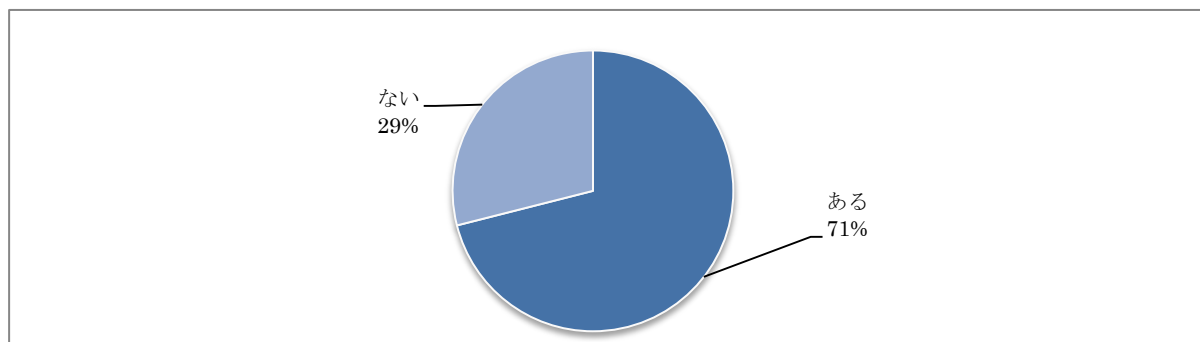
問9.【問6】で「2. 好きではない」とお答えの方におたずねします。

読書が好きではない理由は何だと思いますか。



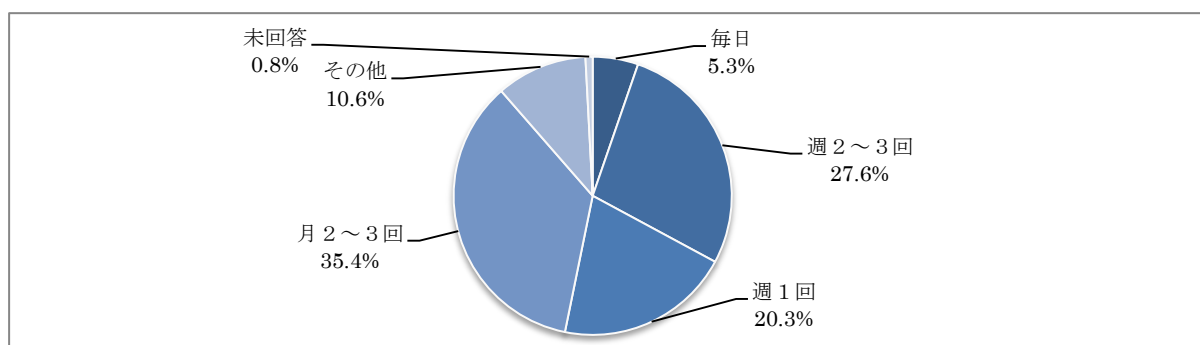
【学校図書館の利用について】

問１０．授業以外の休み時間や放課後など、学校の図書室を利用することがありますか。



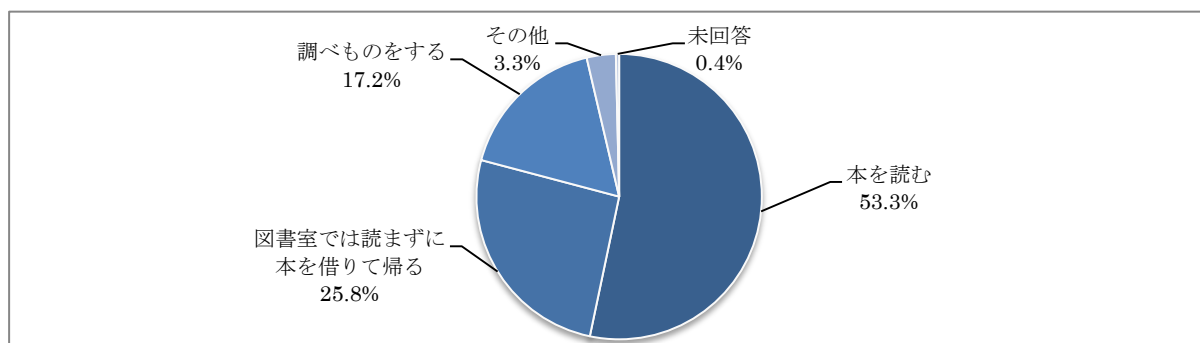
問１１．【問１０】で「１．ある」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室をどのくらい利用しますか。



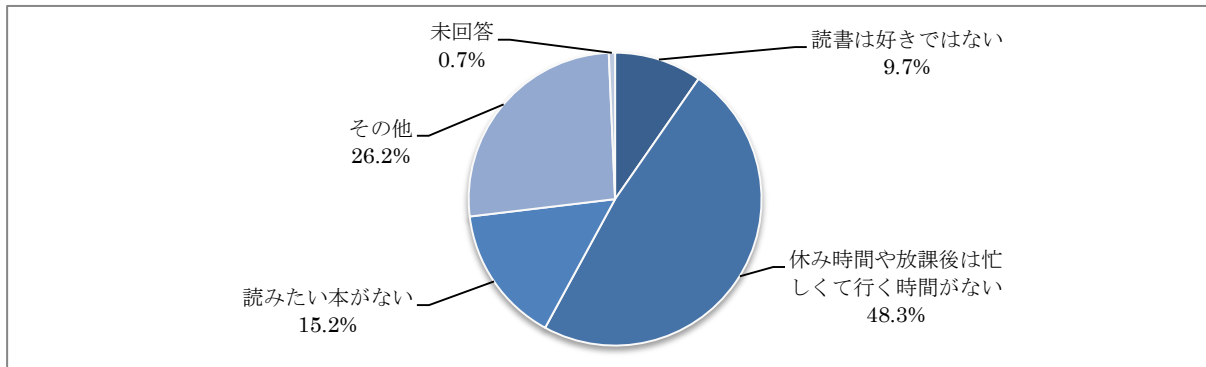
問１２．【問１０】で「１．ある」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室をどのように利用しますか。



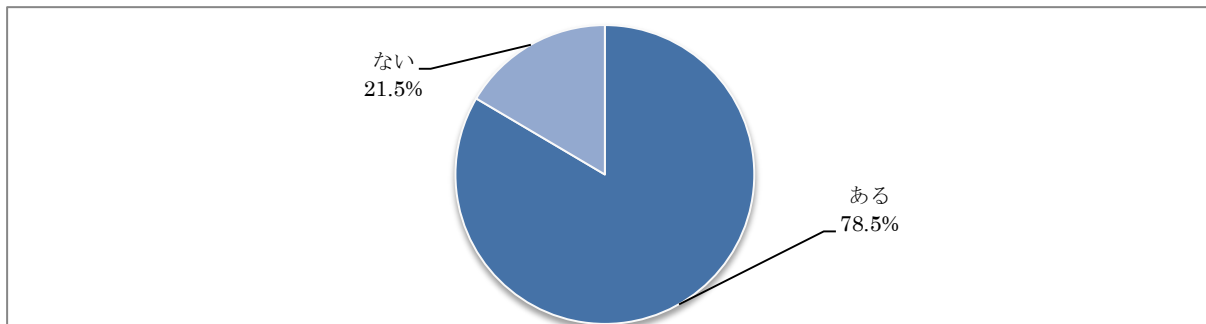
問１３．【問１０】で「２．ない」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室を利用しないのはなぜですか。



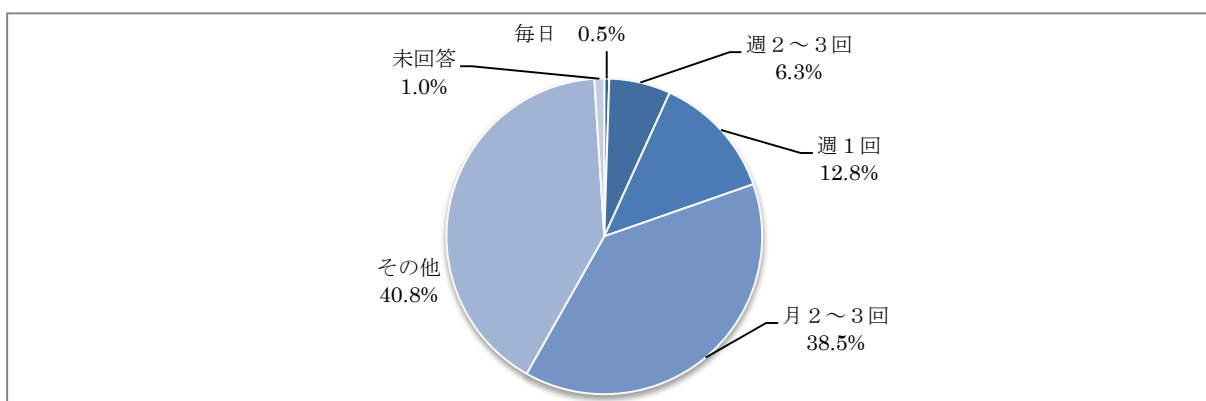
【市立図書館の利用について】

問１４．市立図書館を利用することがありますか。



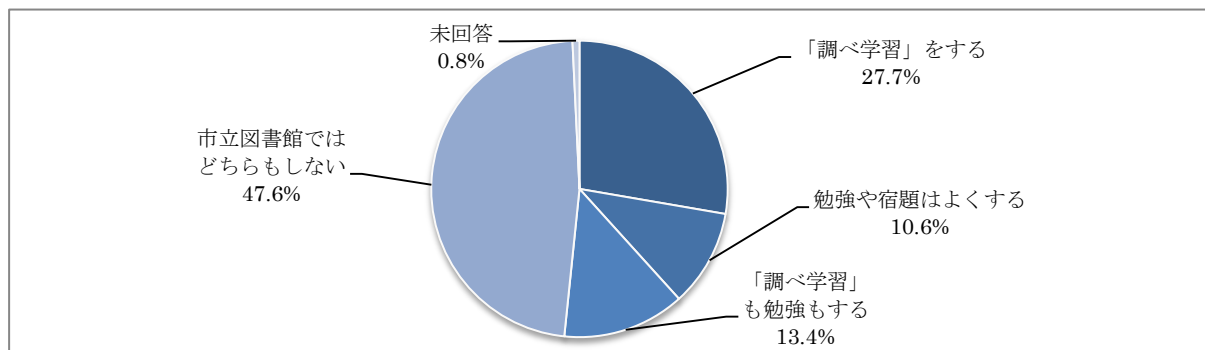
問１５．【問１４】で「１．ある」とお答えの方におたずねします。

市立図書館をどのくらい利用しますか。



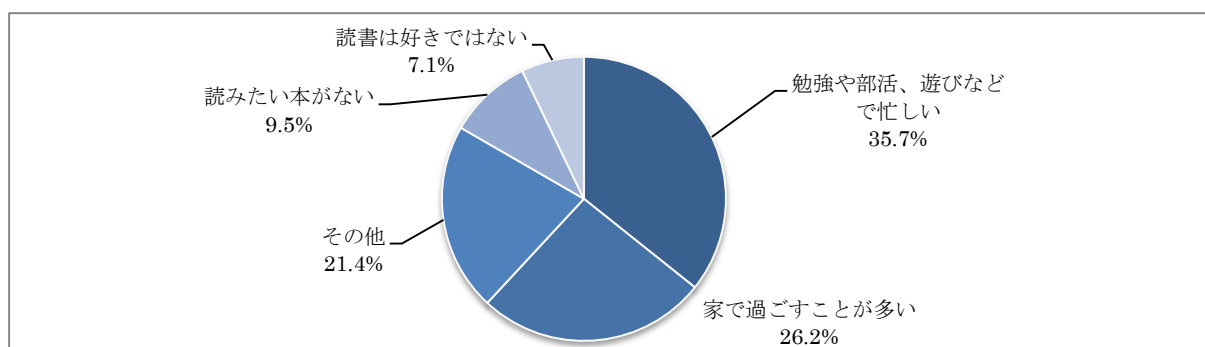
問１６．【問１４】で「１．ある」とお答えの方におたずねします。

市立図書館で、「調べ学習」（学校で出された課題の調べもの）や、勉強をすることはありますか。

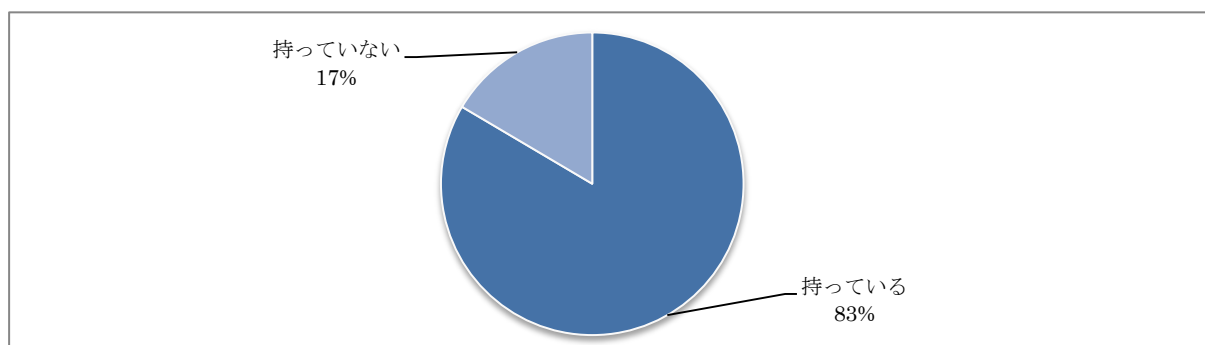


問１７．【問１４】で「２．ない」とお答えの方におたずねします。

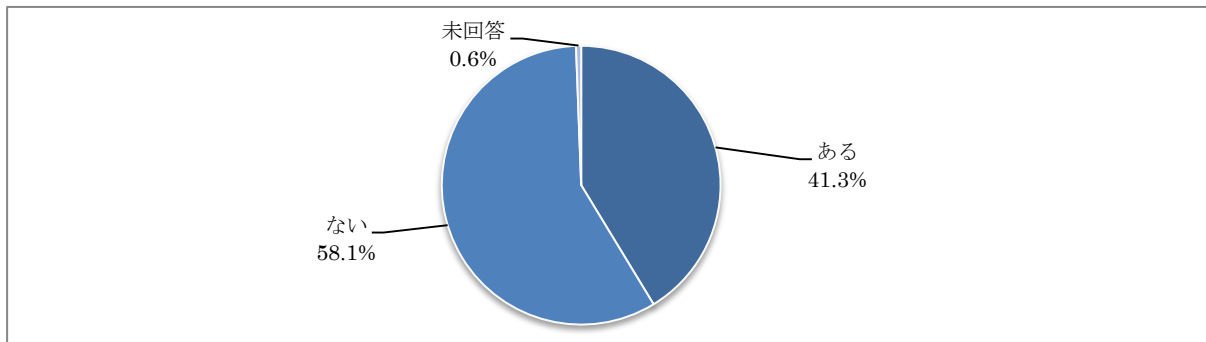
市立図書館に行かない理由は何ですか。



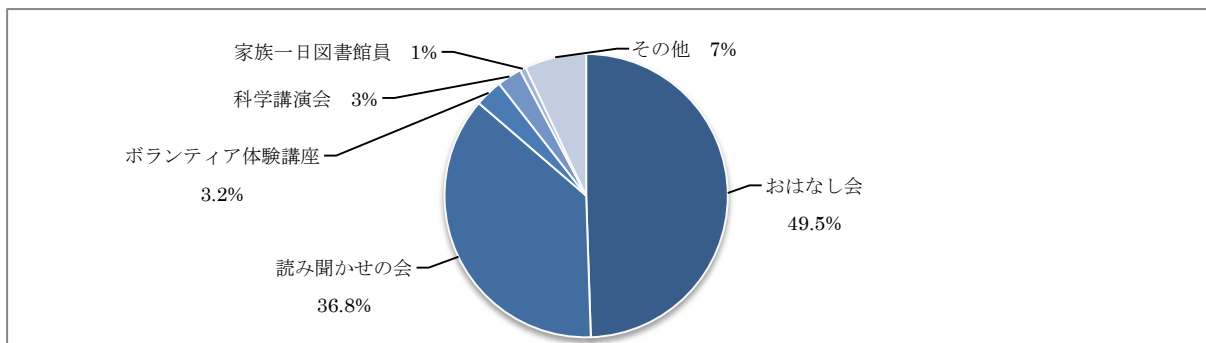
問１８．市立図書館の利用カードを持っていますか。



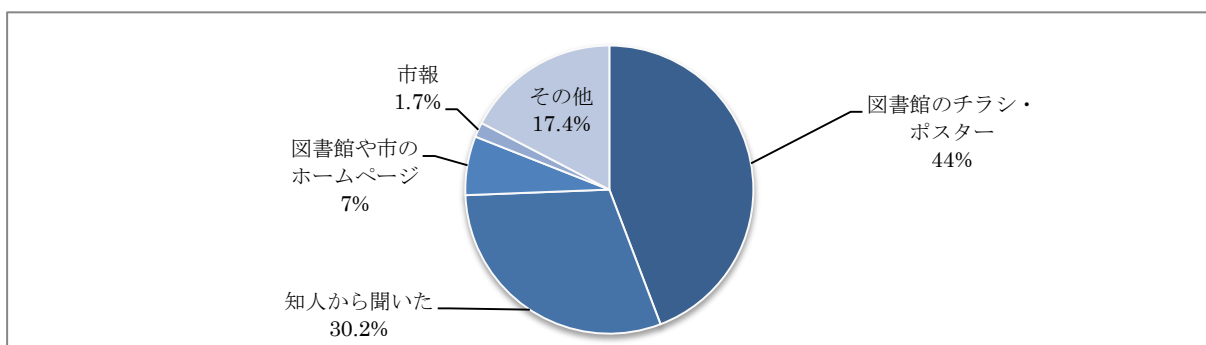
問 19. 市立図書館で開催している行事に参加したことがありますか。



問 20. 【問 19】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。
参加したことのある行事はなんですか。

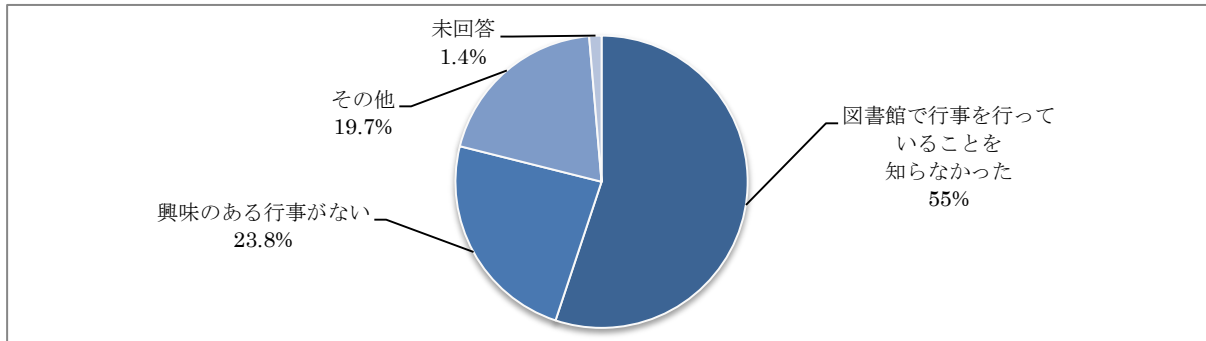


問 21. 【問 19】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。
市立図書館の行事を何で知りましたか。

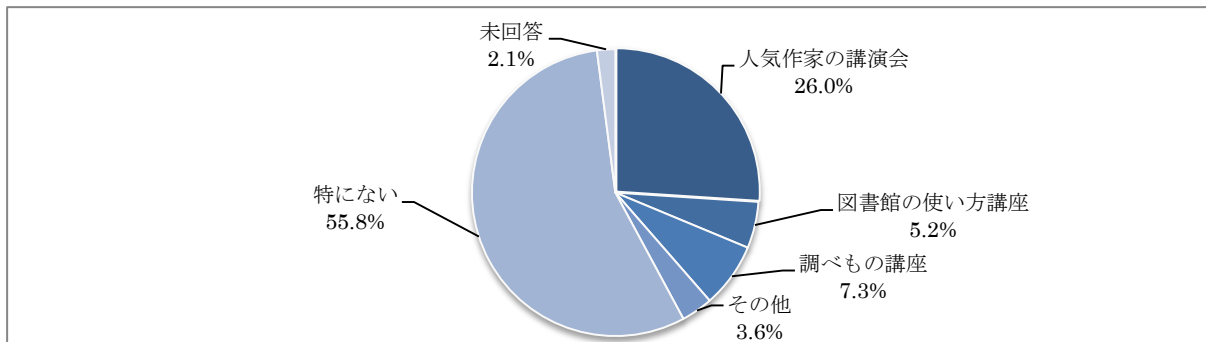


問 2 2. 【問 1 9】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。

市立図書館の行事に参加しない理由は何ですか。



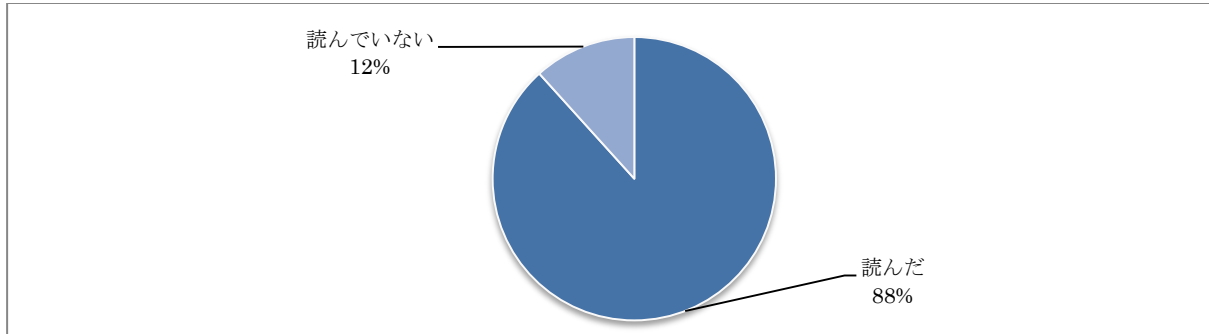
問 2 3. 市立図書館で開催してほしい行事はありますか。



「第3次小平市子ども読書活動推進計画」に関するアンケート 調査結果について【中学校】

【読書状況について】

問1. 最近（ここ3か月以内ぐらいで）、本（電子書籍を含む）を読みましたか。

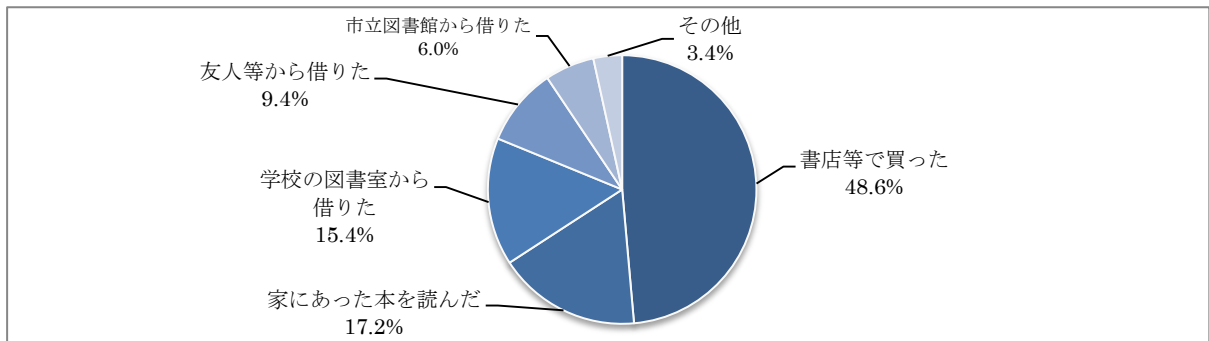


問2. 【問1】で「1. 読んだ」とお答えの方におたずねします。好きな本のタイトルは何ですか。

「永遠のゼロ」、「図書館戦争」、「恋空」、東野圭吾のガリレオシリーズ、池井戸潤作品など、テレビドラマや映画化した作品の人气が高く、大半を占めている。文学的な内容は人气がない。

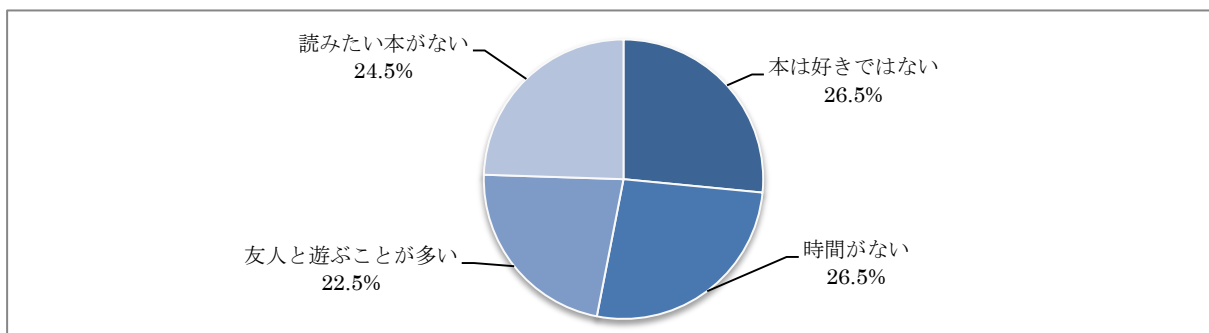
問3. 【問1】で「1. 読んだ」とお答えの方におたずねします。

最近読んだ本は、どのようにして入手した^{にゅうしゅ}ものですか。

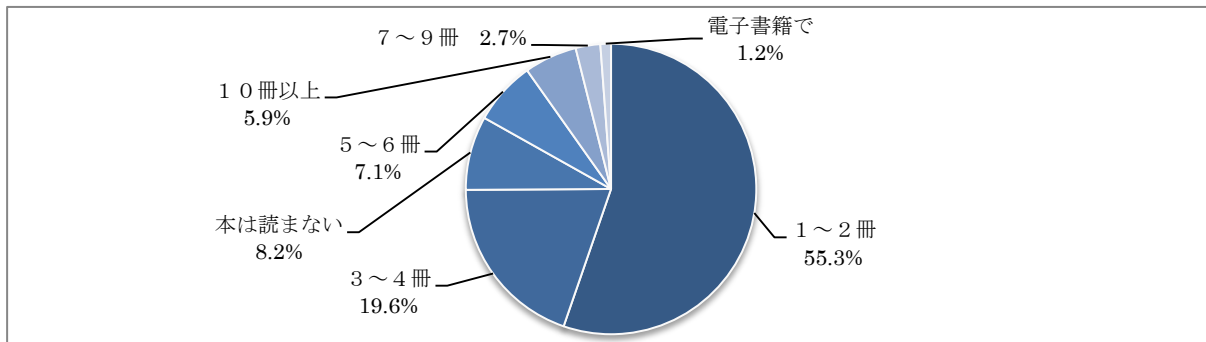


問4. 【問1】で「2. 読んでいない」とお答えの方におたずねします。

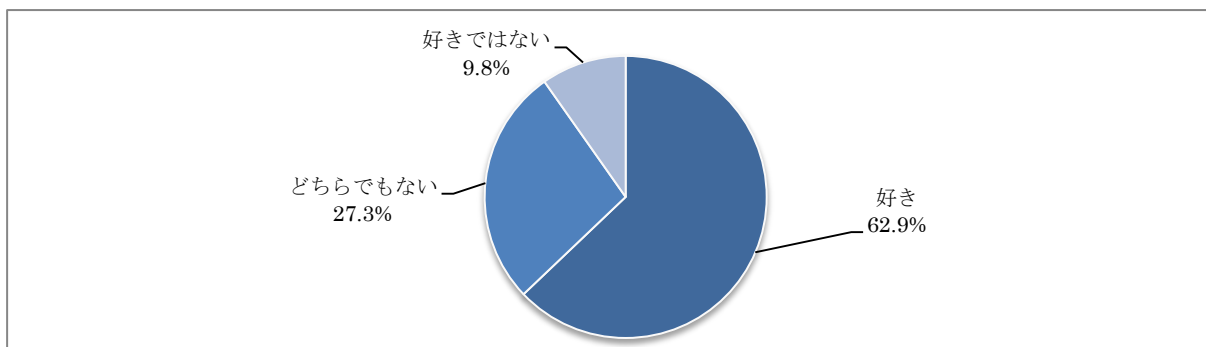
本を最近読んでいない理由は何ですか。



問5. 1か月に平均して本を何冊ぐらい読みますか。

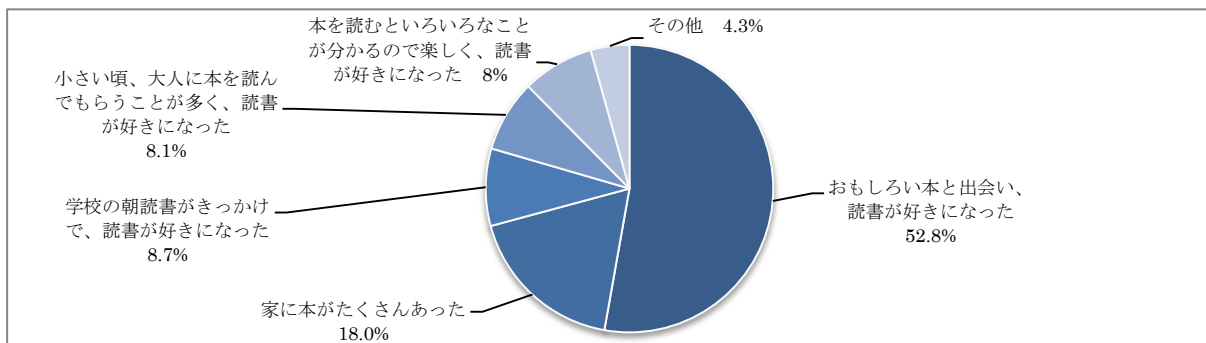


問6. 読書は好きですか。

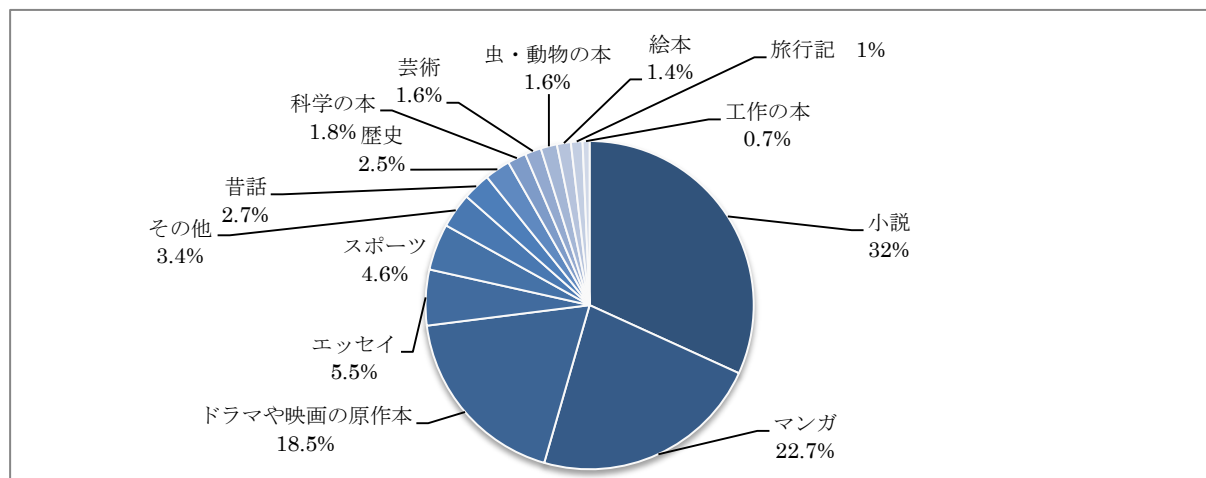


問7. 【問6】で「1. 好き」とお答えの方におたずねします。

読書が好きになったきっかけは何だと思いますか。

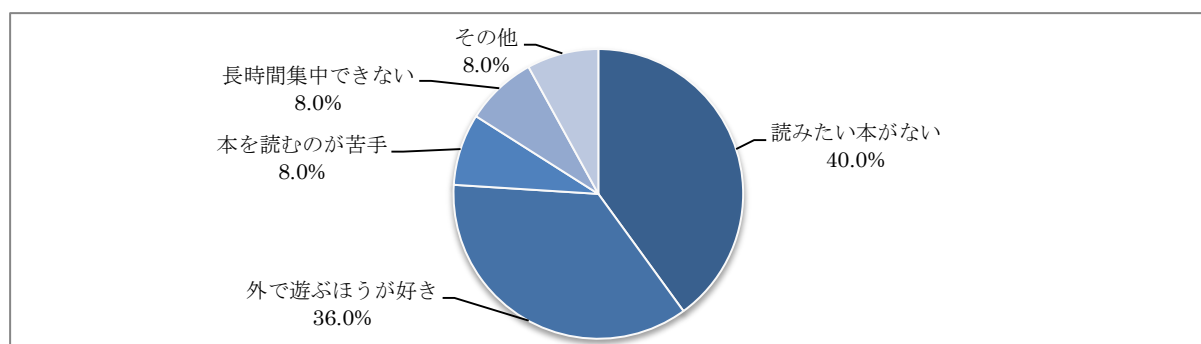


問 8. 【問 6】で「1. 好き」とお答えの方におたずねします。どんな種類の本が好きですか。



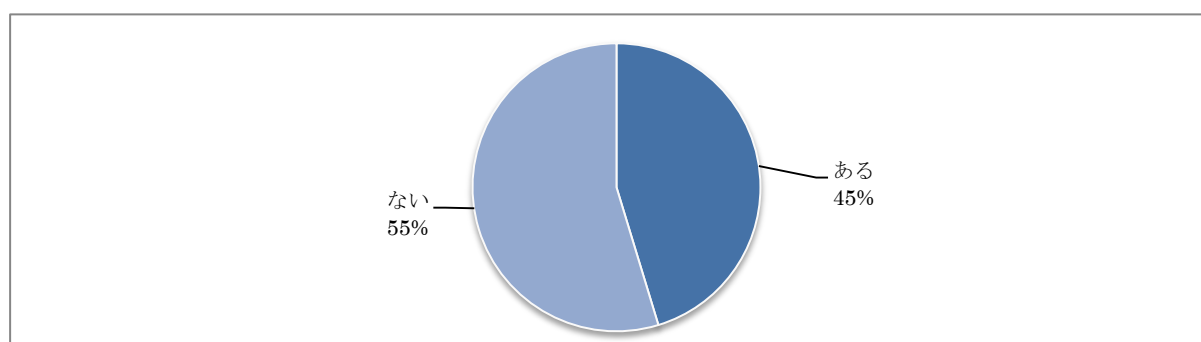
問 9. 【問 6】で「2. 好きではない」とお答えの方におたずねします。

読書が好きではない理由は何だと思いますか。



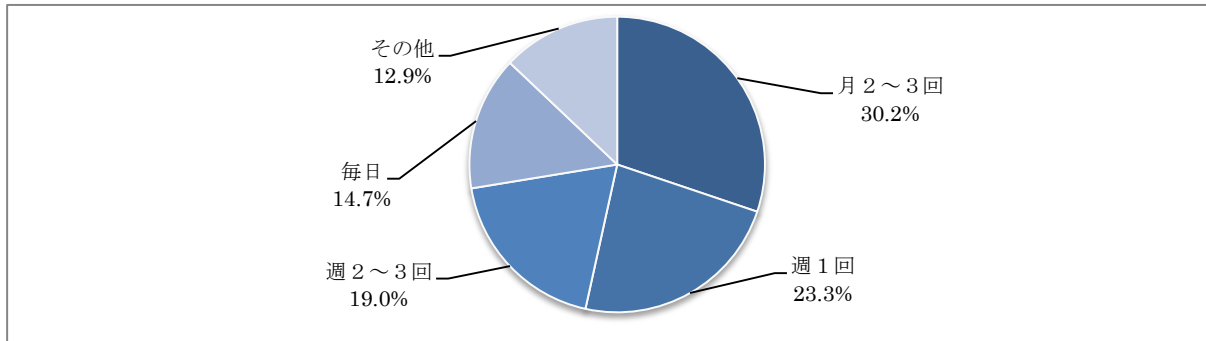
【学校図書館の利用について】

問 10. 授業以外の休み時間や放課後など、学校の図書室を利用することがありますか。



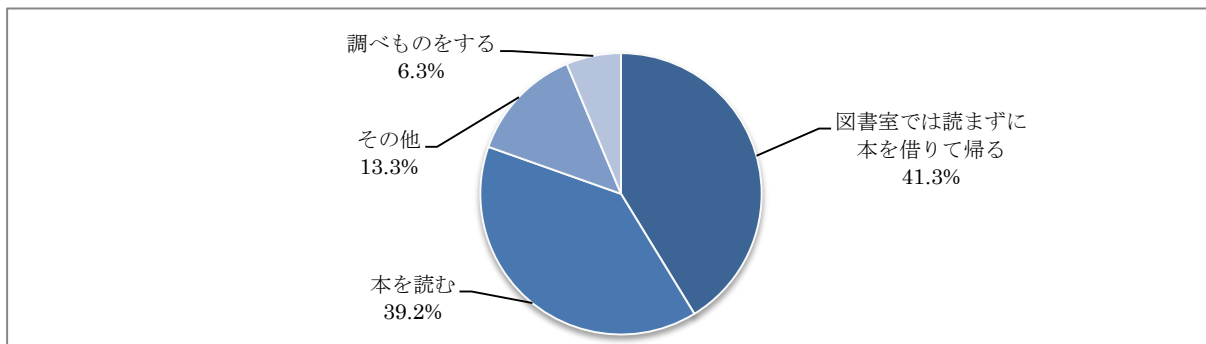
問 11. 【問 10】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室をどのくらい利用しますか。



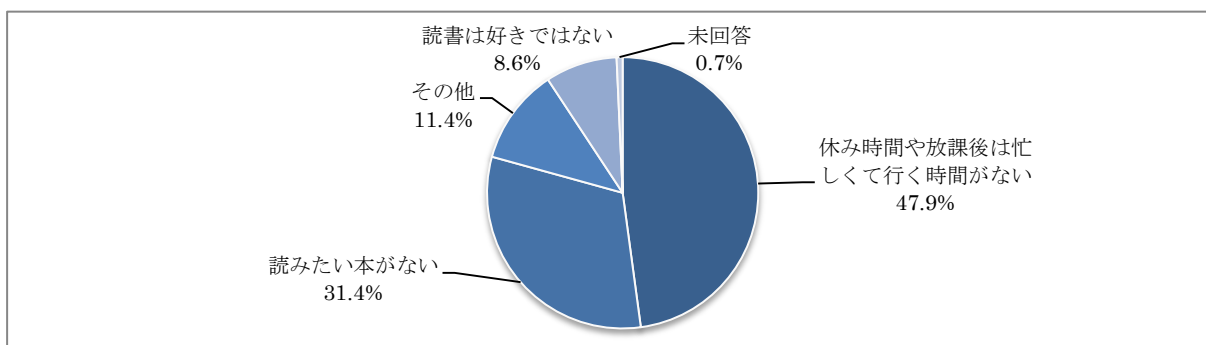
問 12. 【問 10】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室をどのように利用しますか。



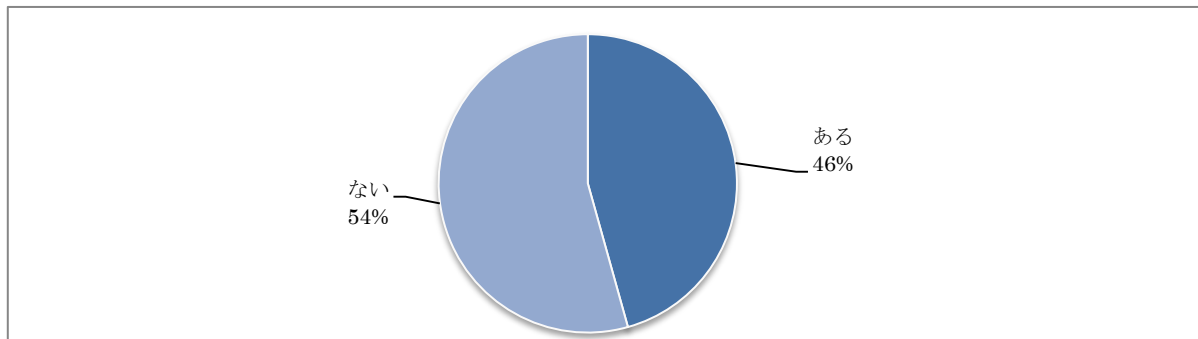
問 13. 【問 10】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室を利用しないのはなぜですか。



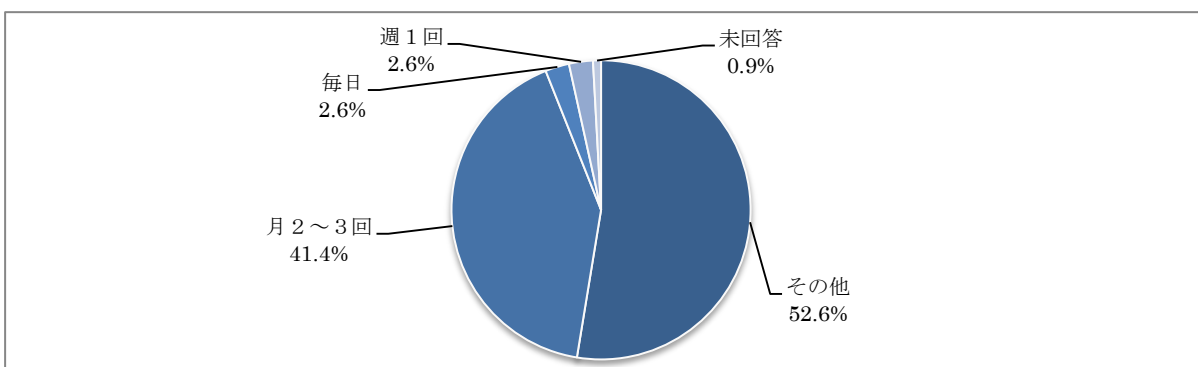
【市立図書館の利用について】

問 1 4 . 市立図書館を利用することがありますか。



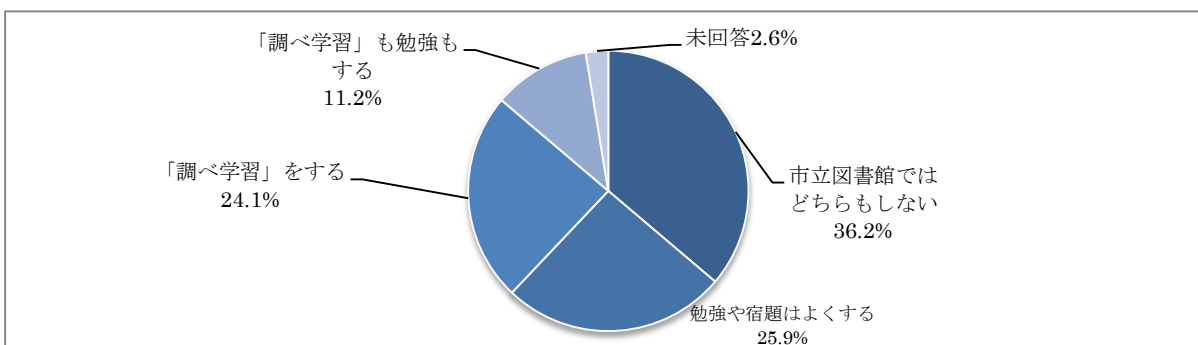
問 1 5 . 【問 1 4】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。

市立図書館をどのくらい利用しますか。

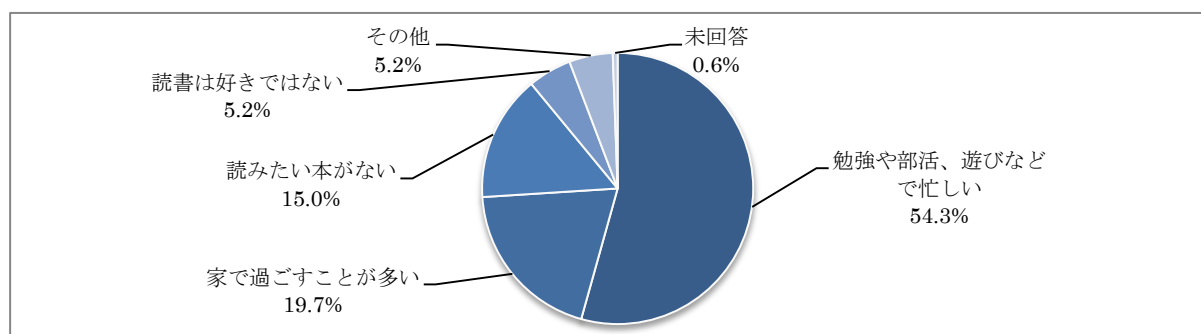


問 1 6 . 【問 1 4】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。

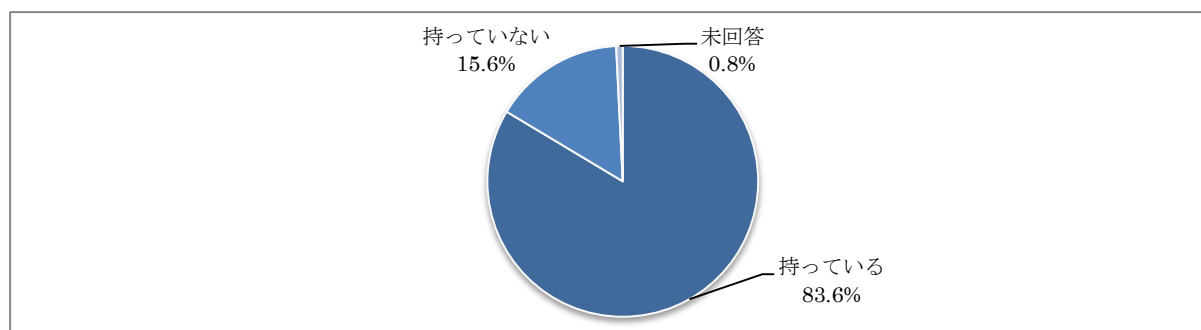
市立図書館で、「調べ学習」（学校で出された課題の調べもの）や、勉強をすることはありますか。



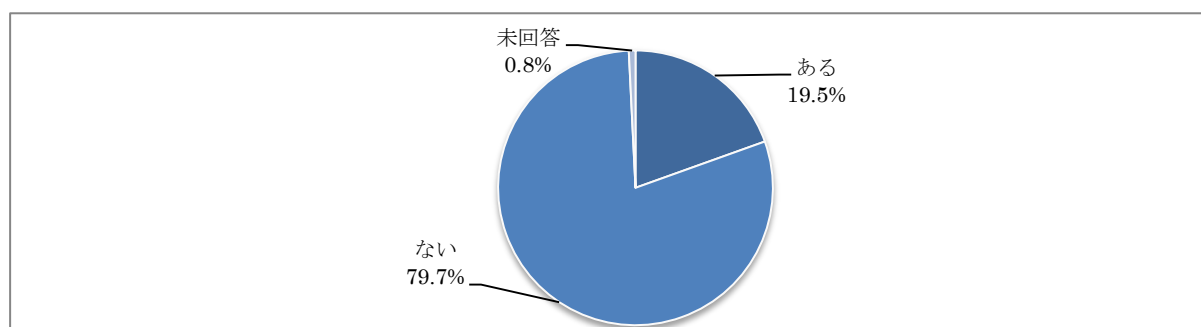
問１７．【問１４】で「２．ない」とお答えの方におたずねします。
市立図書館に行かない理由は何ですか。



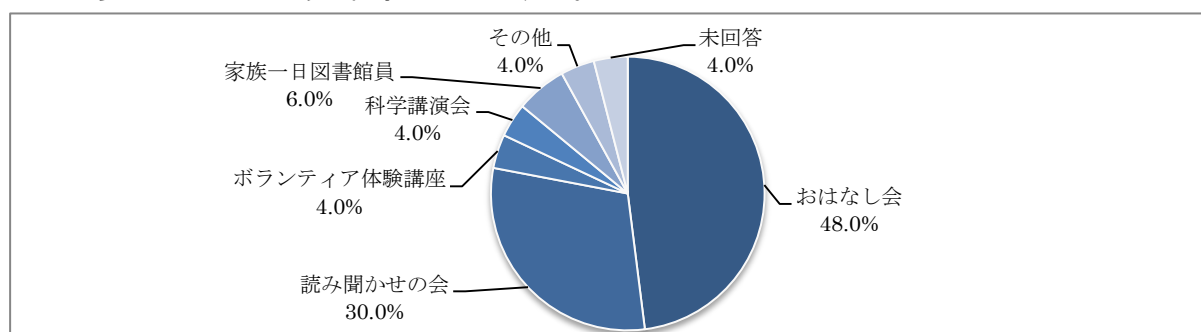
問１８．市立図書館の利用カードを持っていますか。



問１９．市立図書館で開催している行事に参加したことがありますか。

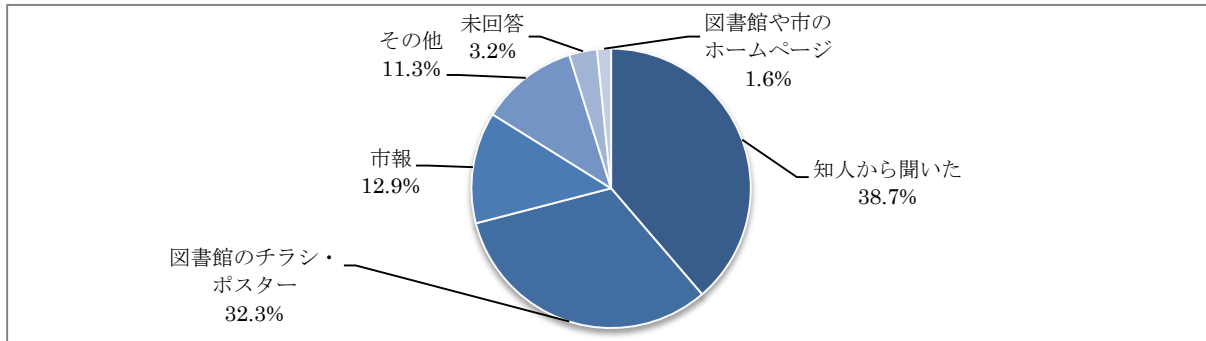


問２０．【問１９】で「１．ある」とお答えの方におたずねします。
参加したことのある行事はなんですか。



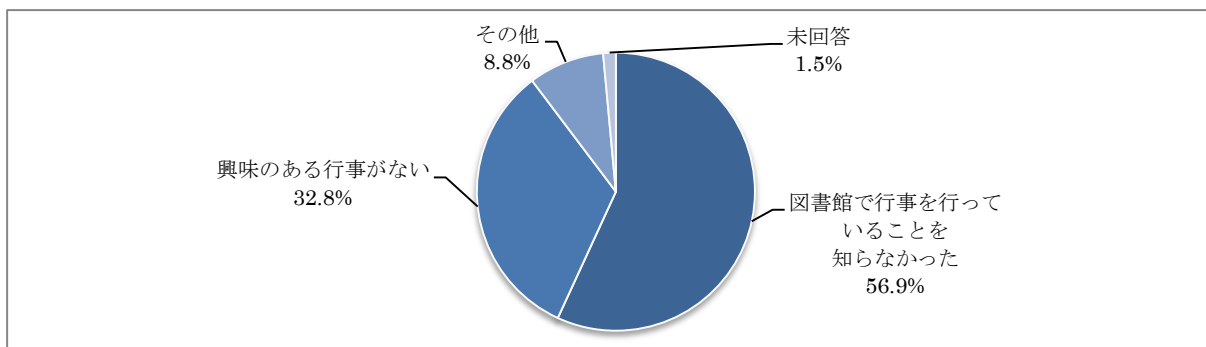
問 2 1. 【問 1 9】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。

市立図書館の行事を何で知りましたか。

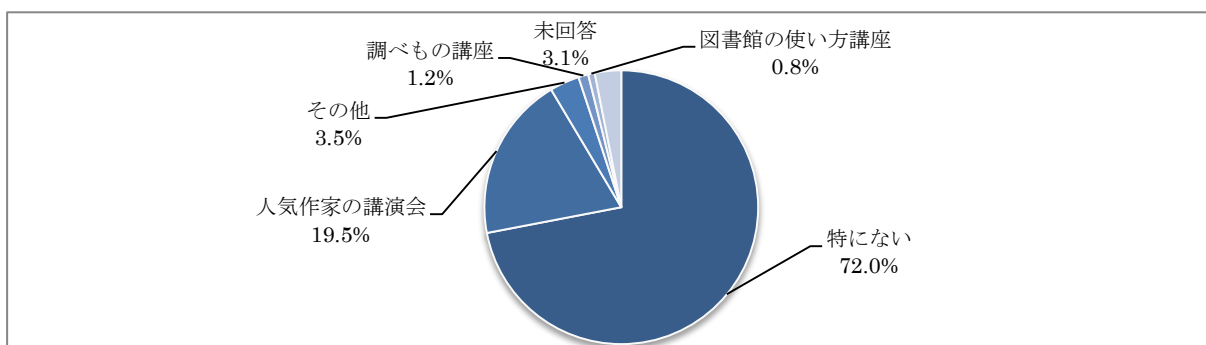


問 2 2. 【問 1 9】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。

市立図書館の行事に参加しない理由は何ですか。

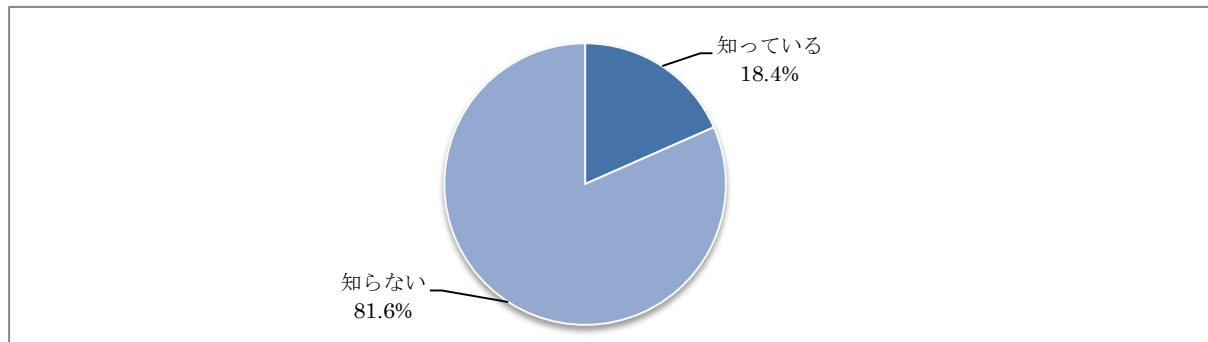


問 2 3. 市立図書館で開催してほしい行事はありますか。

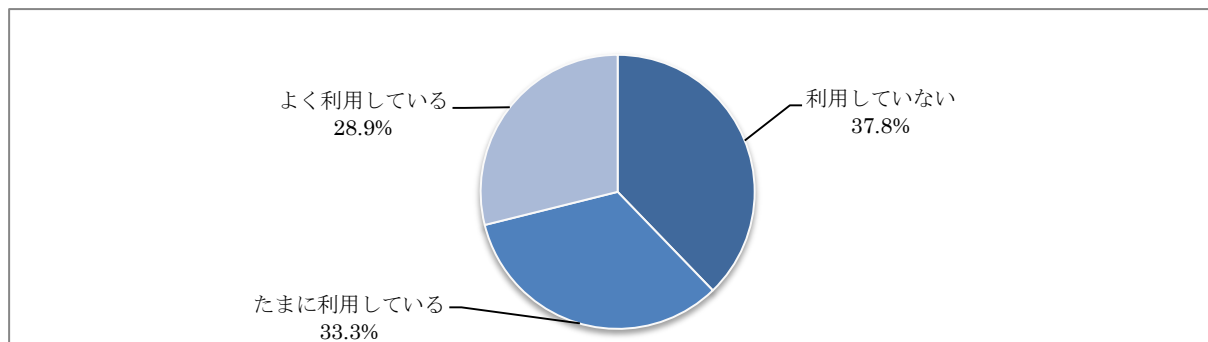


【ティーンズコーナーについて】

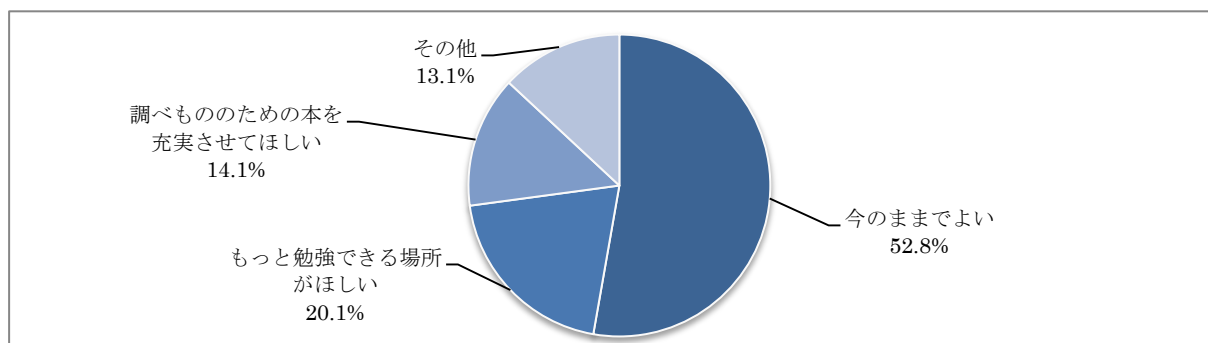
問 2 4. 「ティーンズコーナー」があることを知っていますか。



問 2 5. 【問 2 4】で「1. 知っている」とお答えの方におたずねします。
「ティーンズコーナー」を利用していますか。



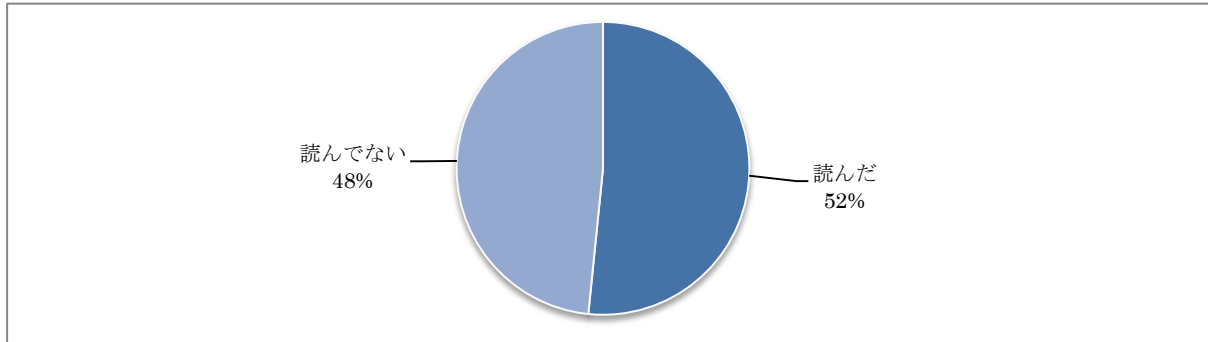
問 2 6. 「ティーンズコーナー」にどのようなことを望みますか。



「第3次小平市子ども読書活動推進計画」に関するアンケート
調査結果について【高等学校】

【読書状況について】

問1 最近（ここ3か月以内ぐらいで）、本（電子書籍を含む）を読みましたか。

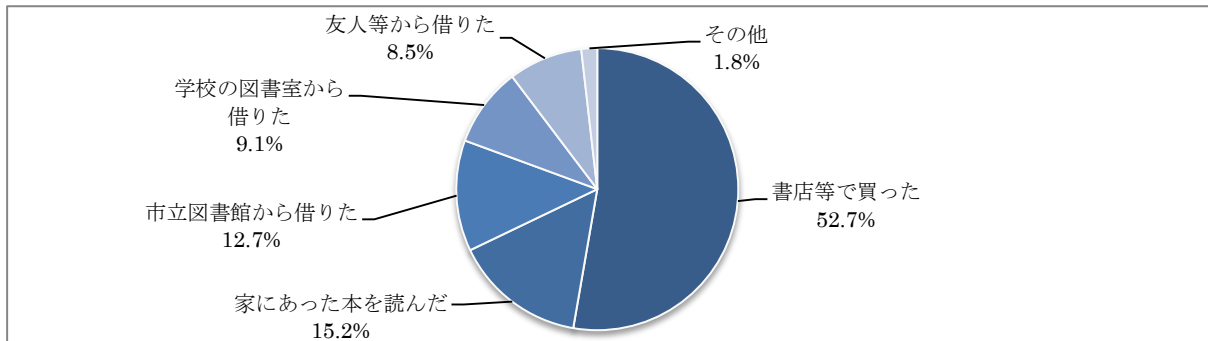


問2 【問1】で「1. 読んだ」とお答えの方におたずねします。好きな本のタイトルは何ですか。

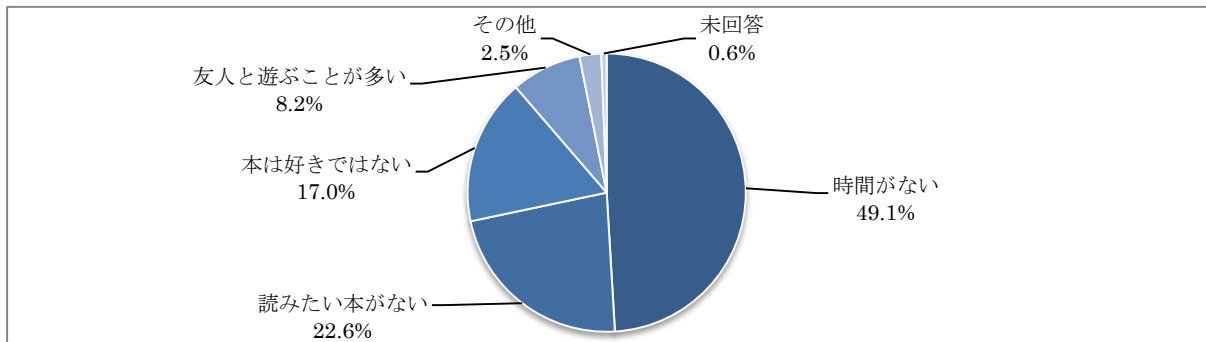
「永遠のゼロ」、「図書館戦争」、「箱庭図書館」、ハリーポッターシリーズなど（テレビドラマや映画化した作品やライトノベル等）

問3. 【問1】で「1. 読んだ」とお答えの方におたずねします。

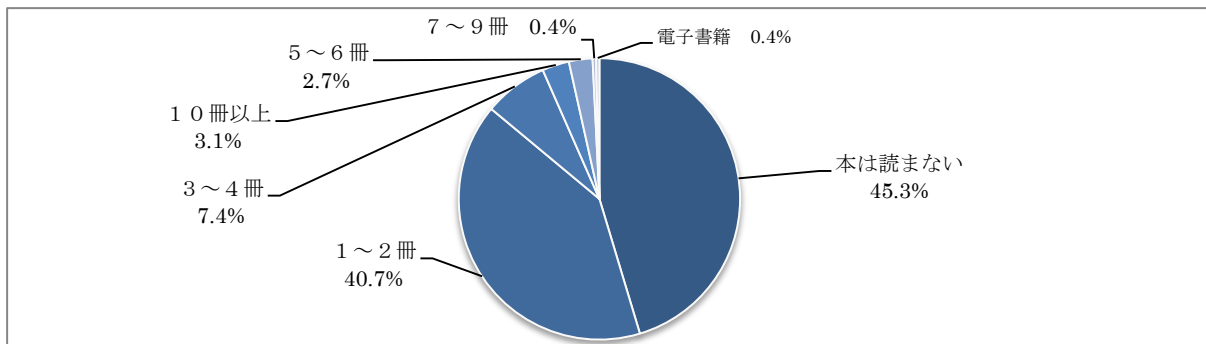
最近読んだ本は、どのようにして^{にゅうしゅ}入手したのですか。



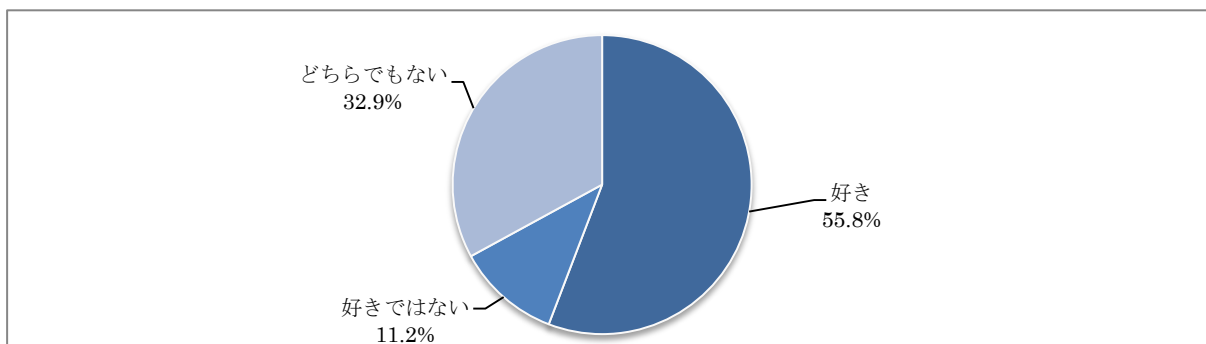
問4. 【問1】で「2. 読んでいない」とお答えの方におたずねします。
本を最近読んでいない理由は何ですか。



問5. 1か月に平均して本を何冊ぐらい読みますか。

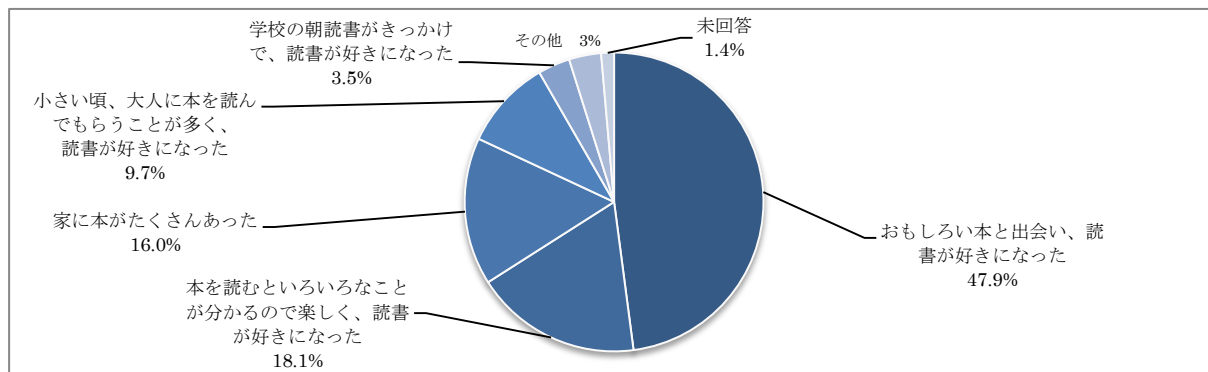


問6. 読書は好きですか。

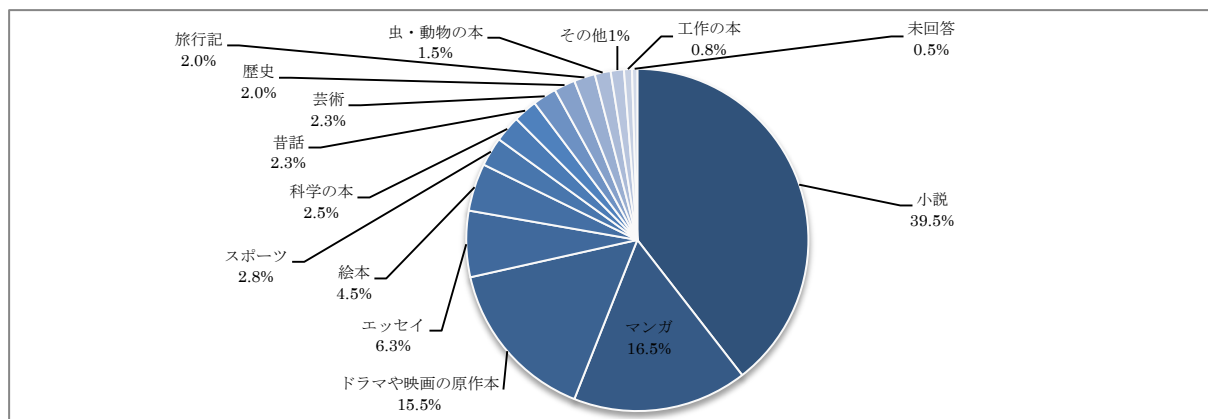


問7.【問6】で「1. 好き」とお答えの方におたずねします。

読書が好きになったきっかけは何だと思いますか。

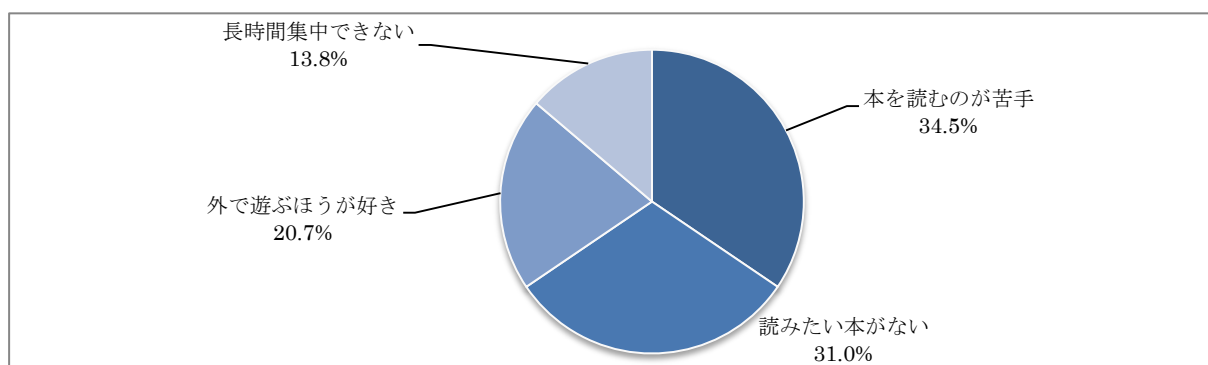


問8.【問6】で「1. 好き」とお答えの方におたずねします。どんな種類の本が好きですか。



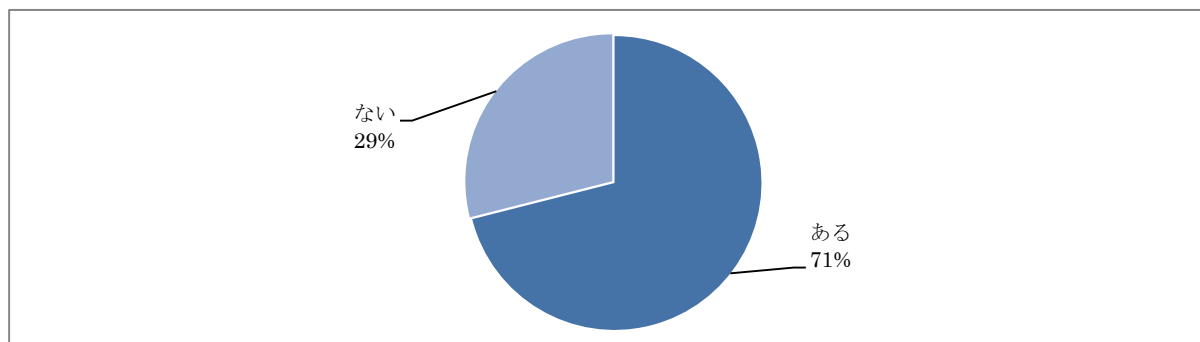
問9.【問6】で「2. 好きではない」とお答えの方におたずねします。

読書が好きではない理由は何だと思いますか。



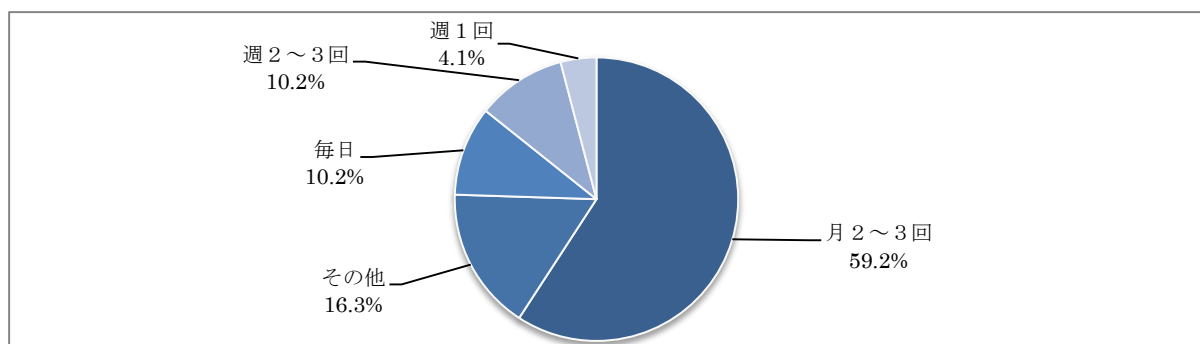
【学校図書館の利用について】

問１０．授業以外の休み時間や放課後など、学校の図書室を利用することがありますか。



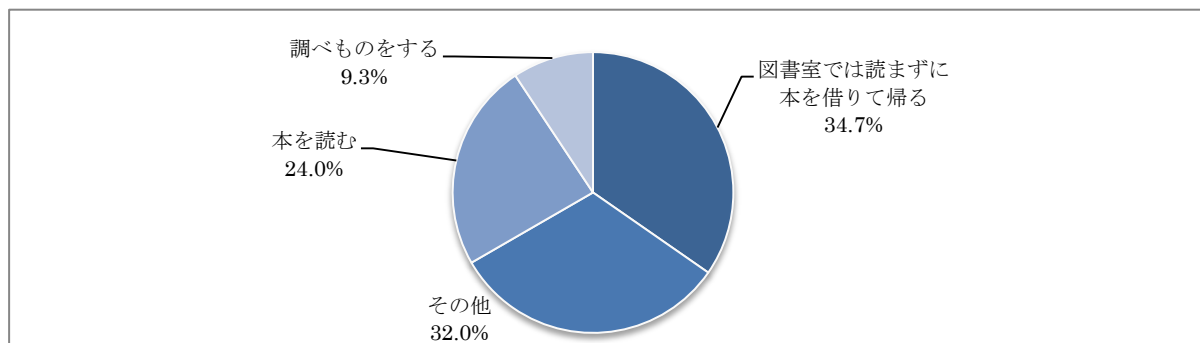
問１１．【問１０】で「１．ある」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室をどのくらい利用しますか。



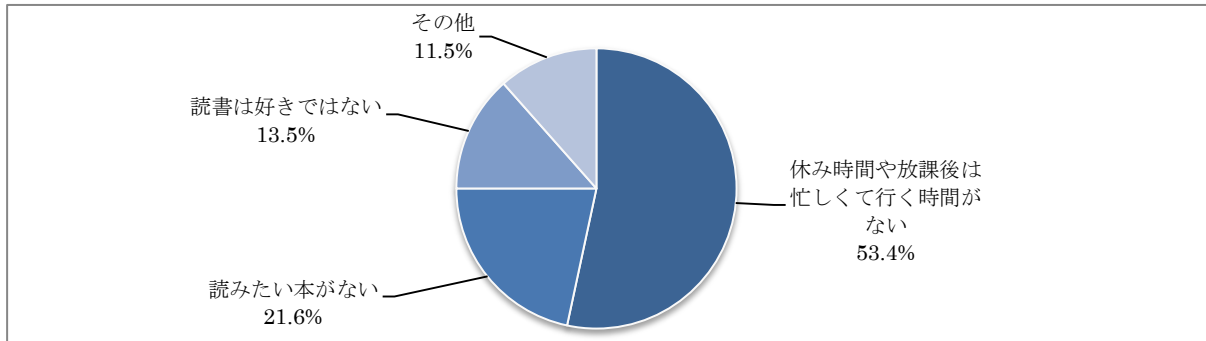
問１２．【問１０】で「１．ある」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室をどのように利用しますか。



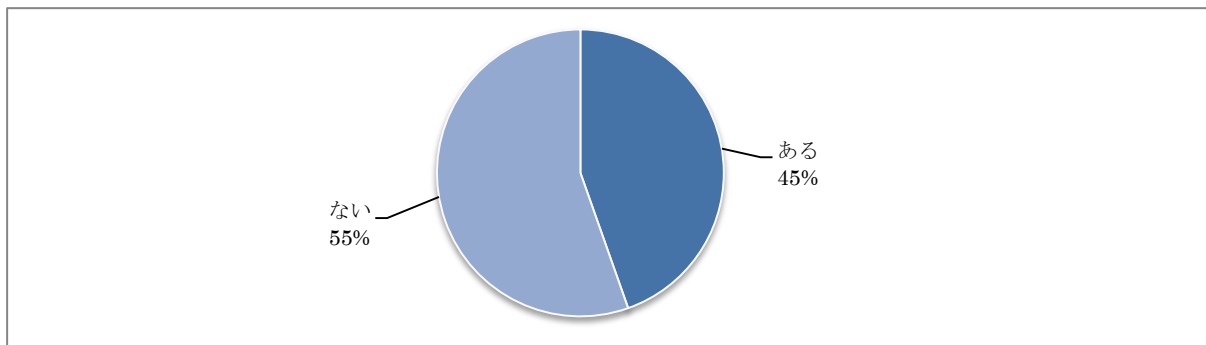
問 13. 【問 10】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。

学校の図書室を利用しないのはなぜですか。



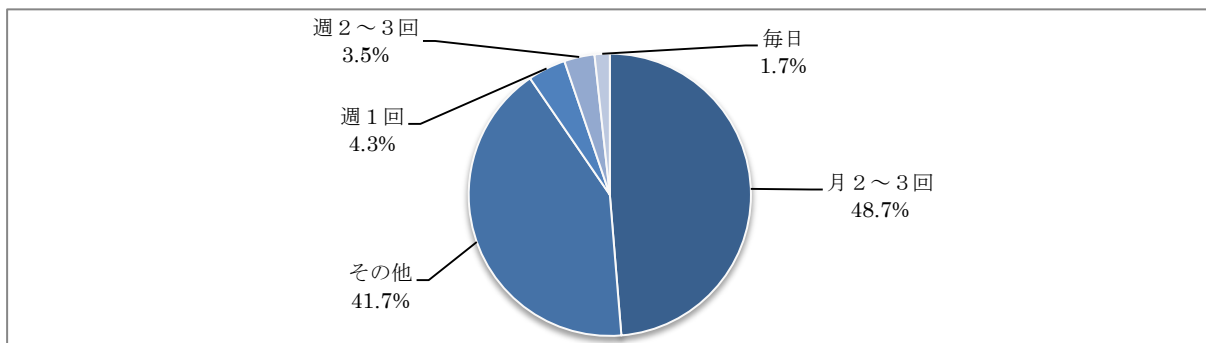
【市立図書館の利用について】

問 14. 市立図書館を利用することがありますか。



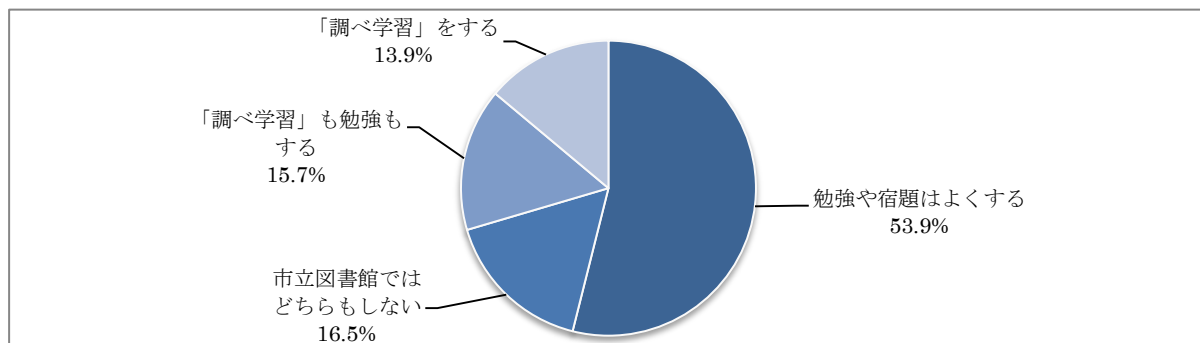
問 15. 【問 14】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。

市立図書館をどのくらい利用しますか。



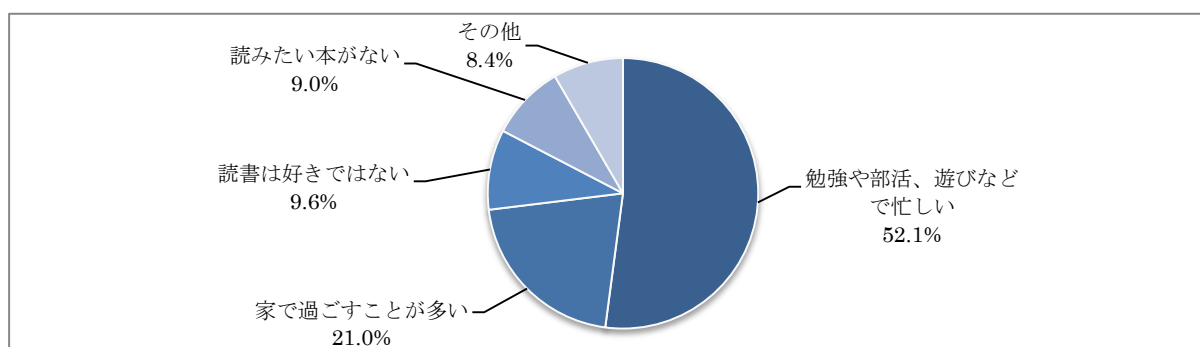
問 16. 【問 14】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。

市立図書館で、「調べ学習」（学校で出された課題の調べもの）や、勉強をすることはありますか。

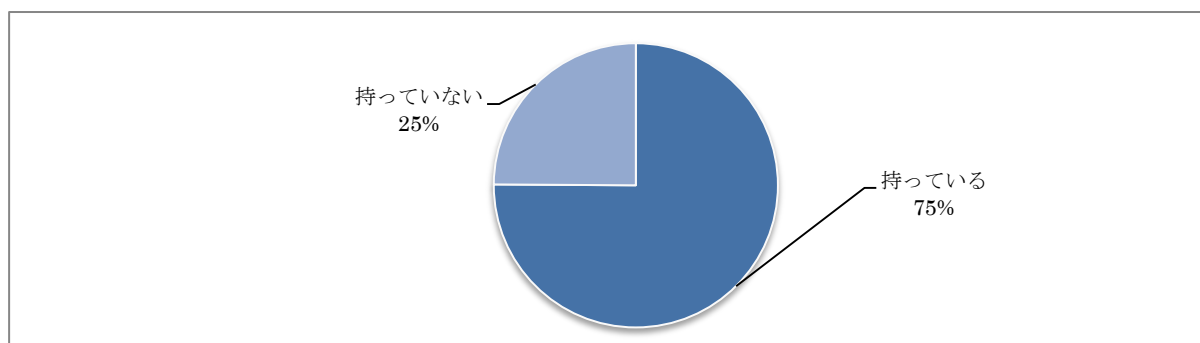


問 17. 【問 14】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。

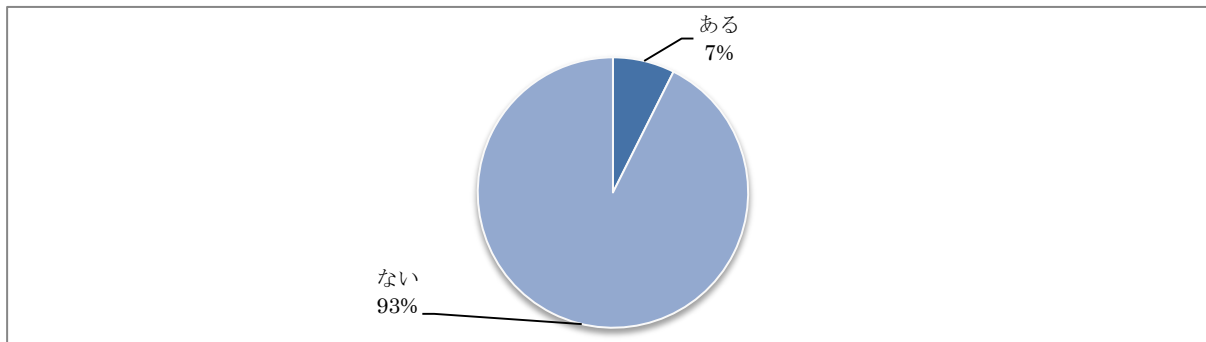
市立図書館に行かない理由は何ですか。



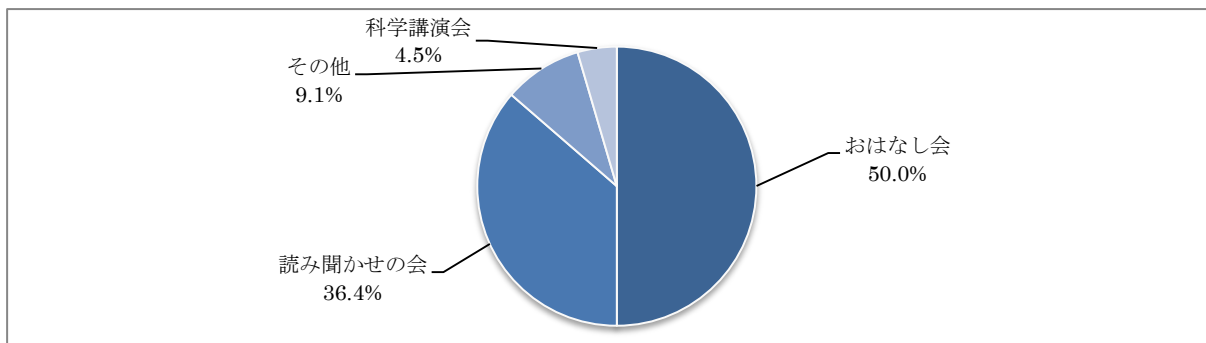
問 18. 市立図書館の利用カードを持っていますか。



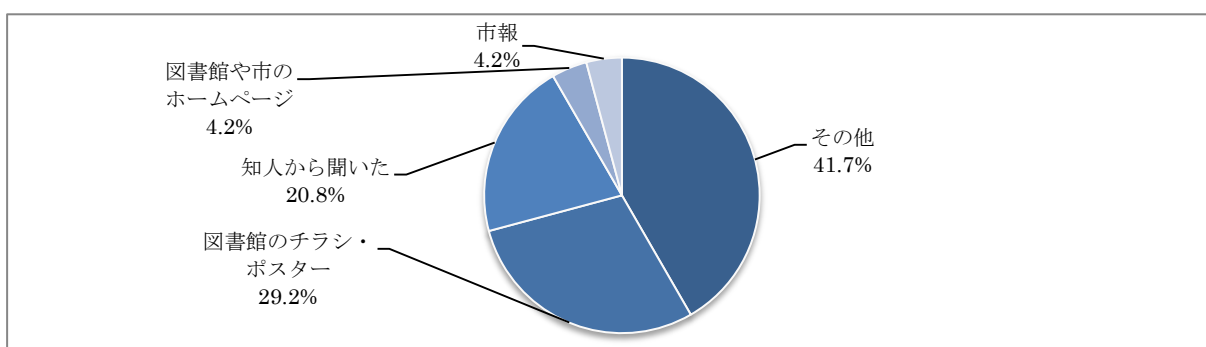
問 19. 市立図書館で開催している行事に参加したことがありますか。



問 20. 【問 19】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。
参加したことがある行事はなんですか。

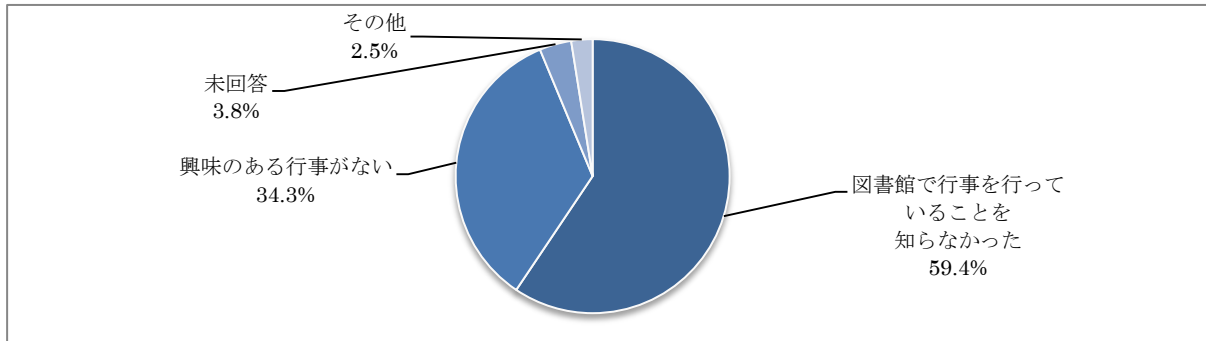


問 21. 【問 19】で「1. ある」とお答えの方におたずねします。
市立図書館の行事を何で知りましたか。

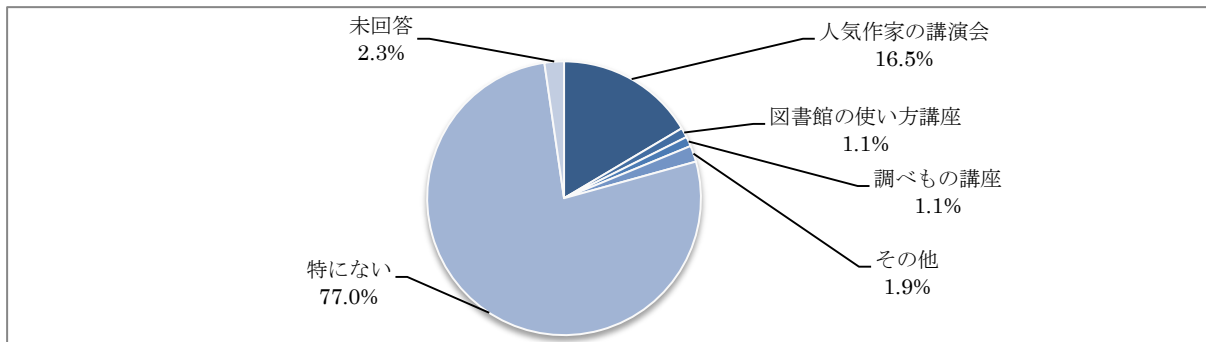


問 2 2. 【問 1 9】で「2. ない」とお答えの方におたずねします。

市立図書館の行事に参加しない理由は何ですか。

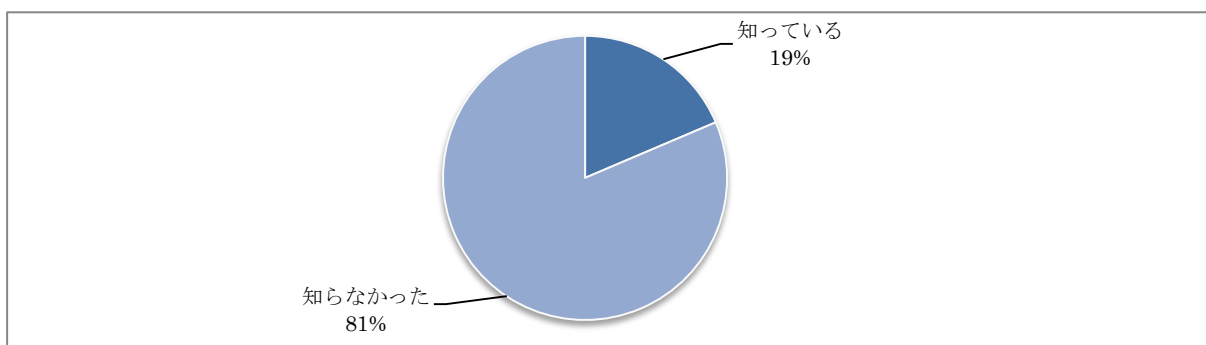


問 2 3. 市立図書館で開催してほしい行事はありますか。

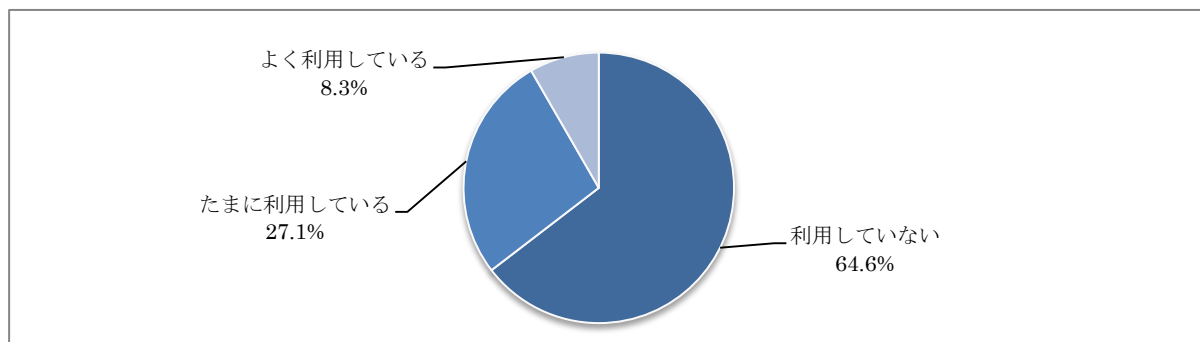


【ティーンズコーナーについて】

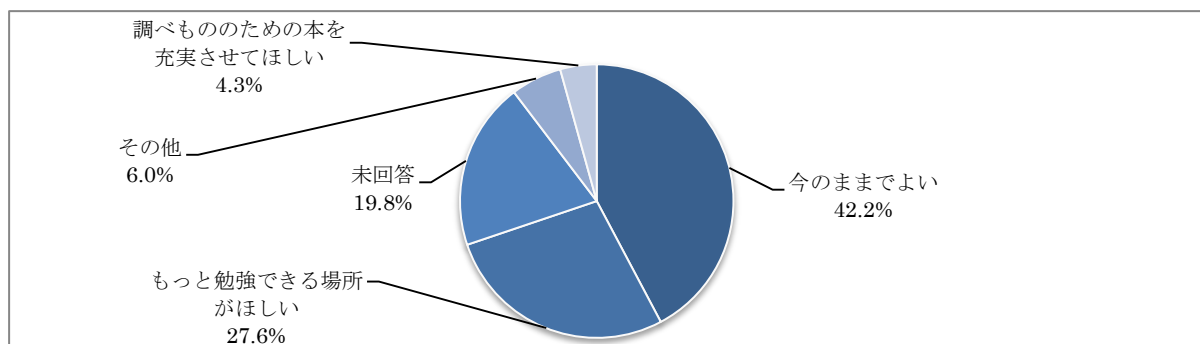
問 2 4. 「ティーンズコーナー」があることを知っていますか。



問25.【問24】で「1. 知っている」とお答えの方におたずねします。
「ティーンズコーナー」を利用していますか。



問26.「ティーンズコーナー」にどのようなことを望みますか。



【資料 2】

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことのできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料 3】

第 3 次小平市子ども読書活動推進計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

「小平市子ども読書活動推進計画」は、0 歳から 18 歳までの子どもの読書環境の整備や、家庭、学校、地域、図書館等が連携しながら、読書活動の推進に努めるために必要な施策を示したものである。

本市では、「第 2 次小平市子ども読書活動推進計画」（平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間）に基づき、学校図書館の充実と市立図書館との連携を着実に進め、平成 22 年度には、小・中学校に学校図書館協力員を配置するなど、一定の成果をあげてきた。さらに、平成 25 年 2 月に策定した「小平市教育振興基本計画」では、子どもたちの本との出会いを支援するとともに、読書に親しむ環境整備を進めていくこととしている。

国においても、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日文科科学省告示第 172 号）の改正や第 3 次となる「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成 25 年 5 月に策定し、施策の基本方針と具体的な方針を明らかにしている。

こうした状況を踏まえ、第 2 次基本計画における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、引き続き子どもの読書活動の推進を実践していくために現行計画を見直し、「第 3 次小平市子ども読書活動推進計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第 9 条第 2 項に基づき策定する。「小平市第三次長期総合計画」、「小平市教育振興基本計画」及び関連する個別計画との整合を図りながら、長期的な視点で子どもの読書活動の推進に向け、小平市教育委員会が今後進める施策の基本的方向を示すものである。

3 計画対象期間

計画の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。

4 計画策定の体制

(1) 協議会による検討

小平市図書館条例（平成 12 年条例第 19 号）に基づき設置した図書館協議会に諮り、意見を聴取するとともに、計画案を検討する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画策定に当たっては、素案段階で市報や小平市及び図書館ホームページにより、広く意見募集を行う。

(3) 庁内体制等の確保

計画は、教育委員会において決定する。

なお、計画案の調整は、庁内関係課で構成する「小平市子ども読書活動推進計画検討委員会」により行うとともに、庁議に付議する。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会等への報告

策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対して報告するものとする。

(2) 情報の公開

図書館協議会は公開とし、会議の要旨及び資料等については、終了後速やかに小平市ホームページ等により公表するものとする。

6 実態調査の実施について

平成 25 年度中に、子どもの読書環境等を把握するため実態調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。この調査は、市内幼稚園、保育園、小・中・高等学校等の児童・生徒等を対象に実施する。

7 計画策定スケジュール

	協議会・市民参加	事務局
25 年 12 月		基本方針策定 社会教育委員の会議報告 教育委員会協議 実態調査作成
26 年 1 月	・図書館協議会開催① (策定内容の報告) ・校長会	実態調査各学校等へ協力依頼 実態調査の実施
2～3 月	・図書館協議会開催② (実態調査結果の報告)	実態調査結果集計・分析
5 月	・図書館協議会開催③ (現状・課題の把握)	庁内検討委員会（随時開催）
8 月		
9 月	・図書館協議会開催④ (素案の検討)	素案作成 素案教育委員会承認
10 月	・市民意見募集	
11 月	・図書館協議会開催⑤ (市民意見・計画案の検討)	
12 月		
27 年 1 月	・図書館協議会開催⑥ (計画案の検討)	
2 月		計画案教育委員会決定
3 月	・図書館協議会開催⑦（報告）	印刷・製本

【資料4】

小平市立図書館条例・小平市立図書館条例施行規則（抜粋）

○小平市立図書館条例

平成12年
条例第19号

（図書館協議会）

第9条 法第14条第1項の規定により、小平市中央図書館に小平市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○小平市立図書館条例施行規則

平成12年
教委規則第7号

（図書館協議会）

第10条 条例第9条第1項の小平市図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

（1）学校教育の関係者 3人以内

（2）社会教育の関係者 4人以内

（3）家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内

（4）学識経験のある者 7人以内

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第11条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

5 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

6 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（協議会の庶務）

第12条 協議会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

【資料 5】

小平市図書館協議会委員名簿

〔任期 平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日〕

No.	氏 名	職 業・役 職	選出区分	備 考
1	吉 成 嘉 彦	小学校長（小平第四小学校）	1	
2	芝 田 博	中学校長（小平第四中学校）	1	
3	弦 間 敦 子	公募委員	2	
4	塚 本 健 男	公募委員	2	
5	村 角 真 理	公募委員	2	
6	渡 辺 弘 道	公募委員	2	
7	高橋 久美子	子ども文庫連絡協議会	3	
8	安 形 輝	亜細亜大学准教授	4	
9	大 沼 晴 暉	元慶應義塾大学教授（書誌学）	4	副委員長
1 0	落 合 美 代	津田塾大学企画広報課	4	委員長
1 1	保 坂 重 政	児童文学研究者	4	
1 2	出 竿 恒 夫	公募委員・元自治体職員（図書館事業）	4	

平成 2 5 年 4 月 1 日

選出区分

- 1＝学校教育の関係者
- 2＝社会教育の関係者
- 3＝家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 4＝学識経験のある者

【資料6】

小平市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成21年4月1日制定

(設置)

第1 小平市子ども読書活動推進計画の改定について検討を行うとともに、子どもの読書活動を推進するため、小平市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 小平市子ども読書活動推進計画に関する事項を検討すること。
- (2) 小平市の子どもの読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第5 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて検討事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3、第4関係）

役 職	職 務 名
委員長	中央図書館長
副委員長	次世代育成部保育課長
委 員	次世代育成部児童課長
委 員	次世代育成部参事
委 員	次世代育成部青少年男女平等課長
委 員	健康福祉部健康課長
委 員	教育部学務課長
委 員	教育部指導課長
委 員	教育部生涯学習推進課長
委 員	中央公民館長

【資料 7】

小平市子ども読書活動推進計画検討委員会 委員名簿

役 職	氏 名	職 務 名
委員長	湯沢 瑞彦	中央図書館長
副委員長	石川 進司	次世代育成部保育課長
委 員	金子 一道	次世代育成部児童課長
委 員	永作 純子	次世代育成部参事
委 員	竹内 誠一郎	次世代育成部青少年男女平等課長
委 員	鶴巻 好生	健康福祉部健康課長
委 員	坂本 伸之	教育部学務課長
委 員	高橋 亨	教育部理事
委 員	相澤 良子	教育部生涯学習推進課長
委 員	屋敷 元信	中央公民館長

第3次小平市子ども読書活動推進計画

—子どもが本と出会うために—

発行日 平成27年3月
編集・発行 小平市中央図書館
住所 〒187-0032
小平市小川町2丁目1325番地
電話番号 042-345-1246
電子メール tosyokan@city.kodaira.lg.jp

¥300